

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考																
第1章 第7節 3頁	<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 帯広市</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>                     ①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。                      ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。                      ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。                      ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。                      ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。                      ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。                      ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。                      ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。                      ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。                      ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。                      ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。                      ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。                      ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。                      ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。                      ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。                      ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。                      ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。                      ⑱災害ボランティアの受入に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。	(省略)	(省略)	<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1 帯広市及びとちかち広域消防事務組合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>                     ①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。                      ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。                      ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。                      ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。                      ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。                      ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。                      ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。                      ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。                      ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。                      ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。                      ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。                      ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。                      ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。                      ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。                      ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。                      ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。                      ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。                      ⑱災害ボランティアの受入に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。	(省略)	(省略)	消防広域化に伴う変更				
機関名	事務又は業務																		
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。																		
(省略)	(省略)																		
機関名	事務又は業務																		
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の勧告又は指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。																		
(省略)	(省略)																		
4頁	<p><b>2 指定地方行政機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 帯広地域センター</td> <td>①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	北海道農政事務所 帯広地域センター	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	(省略)	(省略)	<p><b>2 指定地方行政機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 帯広地域拠点</td> <td>①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	(省略)	(省略)	機関の変更
機関名	事務又は業務																		
(省略)	(省略)																		
北海道農政事務所 帯広地域センター	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。																		
(省略)	(省略)																		
機関名	事務又は業務																		
(省略)	(省略)																		
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。																		
(省略)	(省略)																		
第1章 第7節 5頁	<p><b>6 指定公共機関</b> (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	<p><b>6 指定公共機関</b> (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)									
機関名	事務又は業務																		
(省略)	(省略)																		
機関名	事務又は業務																		
(省略)	(省略)																		

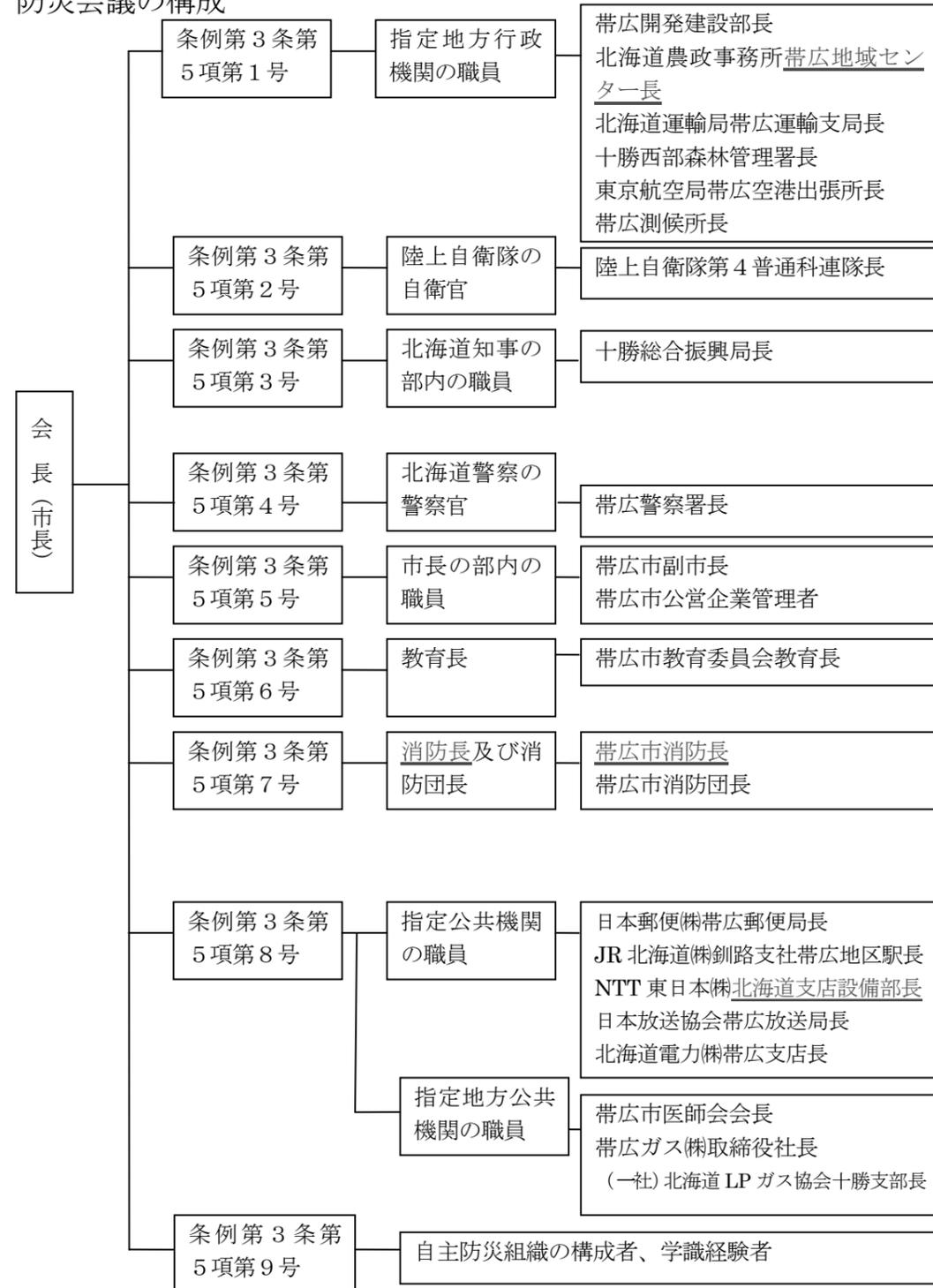
	<table border="1"> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道支店</td> <td>①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株) 北海道支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。	(省略)	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道東支店</td> <td>①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株) 北海道東支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。	(省略)	(省略)	機関の変更																																																																						
東日本電信電話(株) 北海道支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。																																																																																
(省略)	(省略)																																																																																
東日本電信電話(株) 北海道東支店	①災害時において通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。																																																																																
(省略)	(省略)																																																																																
第2章 第1節 10頁	<p style="text-align: center;"><b>第2章 帯広市の概況</b></p> <p><b>第1節 自然条件</b></p> <p><b>3 気象</b></p> <p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (°C)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (c m)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>7.6</td> <td>34.8</td> <td>-20.7</td> <td>70</td> <td>885.0</td> <td>53</td> <td>2,162.4</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (c m)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	(省略)									26	7.6	34.8	-20.7	70	885.0	53	2,162.4	2.3	<p style="text-align: center;"><b>第2章 帯広市の概況</b></p> <p><b>第1節 自然条件</b></p> <p><b>3 気象</b></p> <p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (°C)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (c m)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>7.6</td> <td>34.8</td> <td>-20.7</td> <td>70</td> <td>885.0</td> <td>53</td> <td>2,162.4</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>8.1</td> <td>36.5</td> <td>-20.2</td> <td>71</td> <td>890.5</td> <td>80</td> <td>2,094.2</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>7.2</td> <td>32.3</td> <td>-19.6</td> <td>71</td> <td>1,275.0</td> <td>97</td> <td>2,063.9</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (c m)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	(省略)									26	7.6	34.8	-20.7	70	885.0	53	2,162.4	2.3	27	8.1	36.5	-20.2	71	890.5	80	2,094.2	2.2	28	7.2	32.3	-19.6	71	1,275.0	97	2,063.9	2.2	気象記録の追加
年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)						最深積雪 (c m)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																																				
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
(省略)																																																																																	
26	7.6	34.8	-20.7	70	885.0	53	2,162.4	2.3																																																																									
年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (c m)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																																																									
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
(省略)																																																																																	
26	7.6	34.8	-20.7	70	885.0	53	2,162.4	2.3																																																																									
27	8.1	36.5	-20.2	71	890.5	80	2,094.2	2.2																																																																									
28	7.2	32.3	-19.6	71	1,275.0	97	2,063.9	2.2																																																																									
第2章 第2節 15頁	<p><b>第2節</b></p> <p><b>1 主要災害記録</b></p> <p>(2) 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	被 害 状 況	(省略)	(省略)	<p><b>第2節</b></p> <p><b>1 主要災害記録</b></p> <p>(2) 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月30日 ～31日</td> <td>8月17日～23日に3つの台風(7号、11号、9号)が北海道に上陸。30日から31日にかけて北海道に接近した台風10号の影響による大雨。帯広の29日～31日の3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔭別川が氾濫。市街地では木賊原樋門周辺での内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。住家被害は床上浸水3件、床下浸水24件。十勝川・札内川の河川敷の運動施設冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。道路被災35箇所。その他倒木被害等多数。 災害対策本部設置。札内川沿い、十勝川沿いに避難勧告発令。市内20箇所の避難所開設。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	被 害 状 況	(省略)	(省略)	平成28年8月30日 ～31日	8月17日～23日に3つの台風(7号、11号、9号)が北海道に上陸。30日から31日にかけて北海道に接近した台風10号の影響による大雨。帯広の29日～31日の3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔭別川が氾濫。市街地では木賊原樋門周辺での内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。住家被害は床上浸水3件、床下浸水24件。十勝川・札内川の河川敷の運動施設冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。道路被災35箇所。その他倒木被害等多数。 災害対策本部設置。札内川沿い、十勝川沿いに避難勧告発令。市内20箇所の避難所開設。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。	災害記録(水害)の追加																																																																				
発 生 年 月 日	被 害 状 況																																																																																
(省略)	(省略)																																																																																
発 生 年 月 日	被 害 状 況																																																																																
(省略)	(省略)																																																																																
平成28年8月30日 ～31日	8月17日～23日に3つの台風(7号、11号、9号)が北海道に上陸。30日から31日にかけて北海道に接近した台風10号の影響による大雨。帯広の29日～31日の3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔭別川が氾濫。市街地では木賊原樋門周辺での内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。住家被害は床上浸水3件、床下浸水24件。十勝川・札内川の河川敷の運動施設冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。道路被災35箇所。その他倒木被害等多数。 災害対策本部設置。札内川沿い、十勝川沿いに避難勧告発令。市内20箇所の避難所開設。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。																																																																																

第3章 防災組織

第1節 組織計画

1 帯広市防災会議

(3) 防災会議の構成

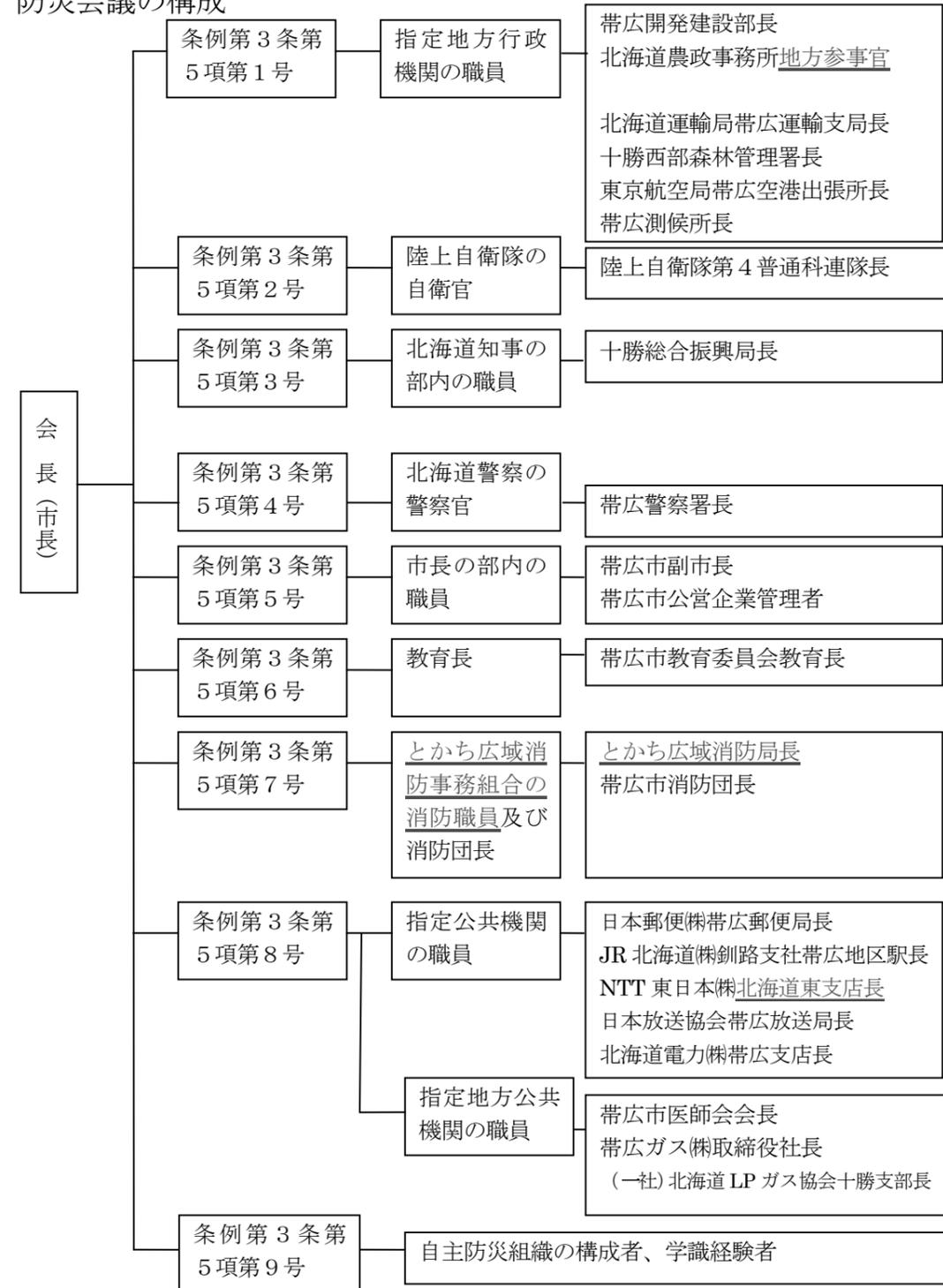


第3章 防災組織

第1節 組織計画

1 帯広市防災会議

(3) 防災会議の構成



機関の変更

消防広域化に伴う変更

機関の変更



(エ) 本部員  
 帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長  
 (同条第5項による部長の代理者を含む。)をもって構成する。  
 (オ) 本部情報連絡室長 総務部長  
 (カ) // 副室長 総務部企画調整監

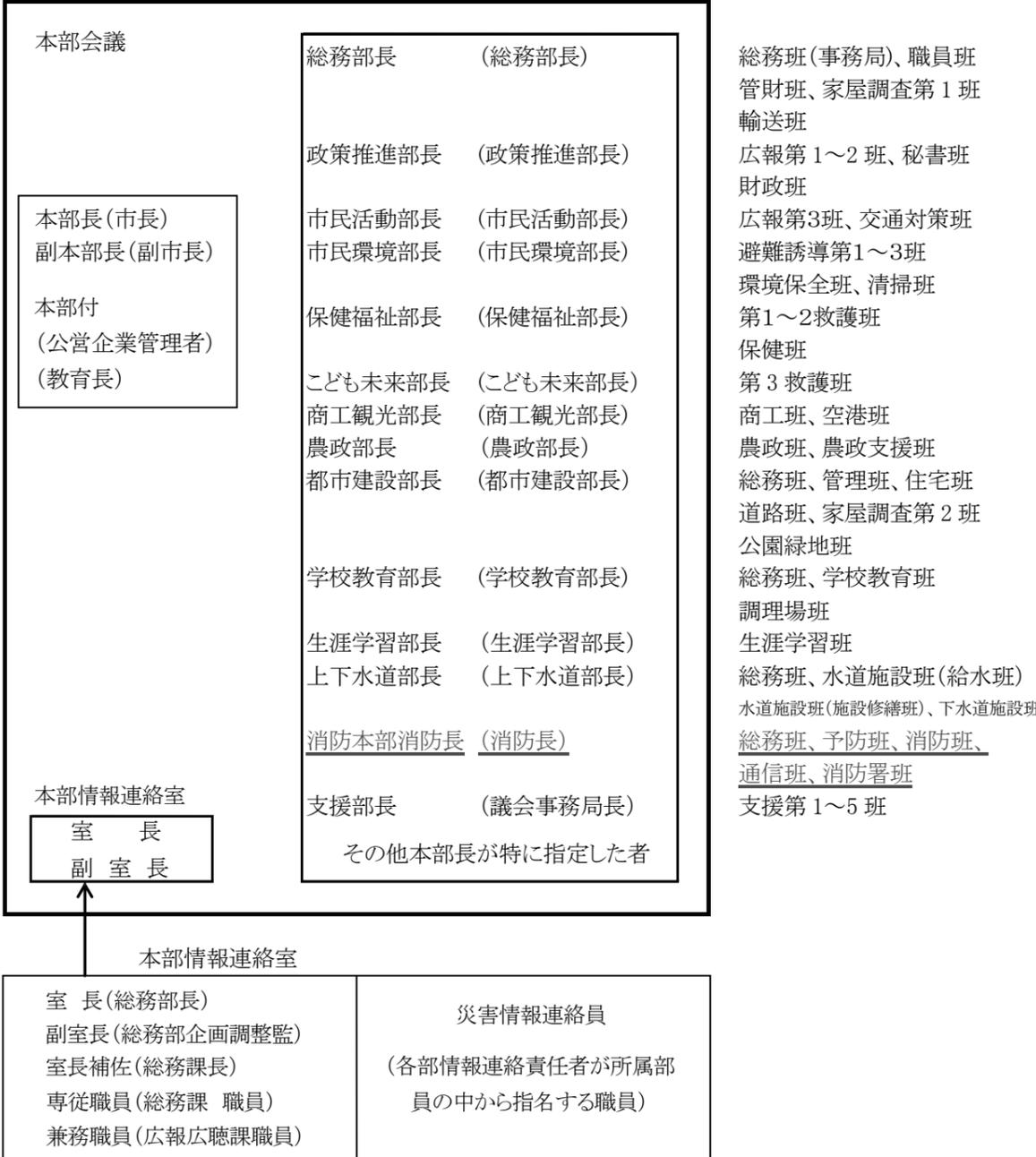
(エ) 本部員  
 帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長  
 (同条第5項による部長の代理者を含む。) 及びとちかち広域消防局の  
職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。  
 (オ) 本部情報連絡室長 総務部長  
 (カ) // 副室長 総務部企画調整監

消防広域化に伴う変更

32 頁

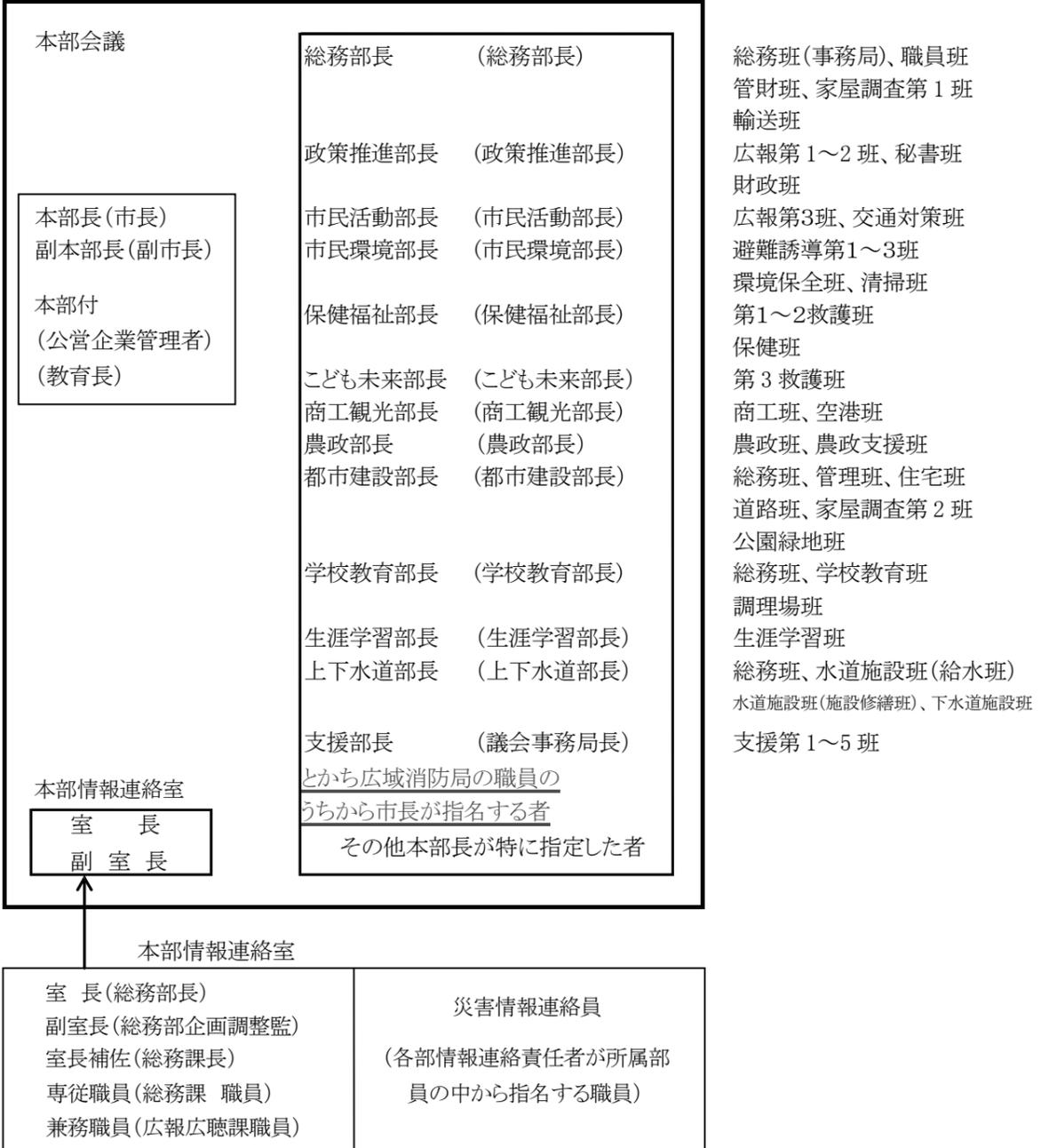
別表 1

《 災害対策本部組織図 》



別表 1

《 災害対策本部組織図 》



消防広域化に伴う変更

別表 2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課
		職員班	職員課長	職員課 行政推進室
		管財班	契約管財課長	契約管財課 情報システム課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	納税課長	納税課 市民税課
(省略)				
消防本部	消防長	総務班	総務課長	総務課
		予防班	予防課長	予防課
		消防班	消防課長	消防課
		通信班	通信課長	通信課
		消防署班	警防課長	消防署
(省略)				
備考				
1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職(帯広市職員給与条例施行規則(昭和28年規則第8号)別表第1号(以下「管理職員表」という。)第1種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。)及び部次長職(管理職員表第2種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。)をもって充てる。ただし、当該部長を除く。 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び部次長職並びに会計管理者をもって充てる。 3 班の副班長は、班に属する課の課長職(班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。)及び、課長補佐職(管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。)をもって充てる。ただし、当該班長を除く。				

別表 2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課 消防推進室
		職員班	職員課長	職員課 行政推進室
		管財班	契約管財課長	契約管財課 情報システム課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	納税課長	納税課 市民税課
(省略)				
(削除)				
(省略)				
備考				
1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職(帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)第5条の2の規定により決定された職務の級(以下「職務の級」という。)が8級に属する職員をいう。以下同じ。)及び部次長職(職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。ただし、当該部長を除く。 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び部次長職並びに会計管理者をもって充てる。 3 班の副班長は、班に属する課の課長職(班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。)及び、課長補佐職(管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。)をもって充てる。ただし、当該班長を除く。				

消防広域化に伴う変更

引用法令の修正

別表 3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。

別表 3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。

		13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。			13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 <u>消防機関との連絡調整に関すること。</u> 15 その他特命事項に関すること。		消防広域化に伴う変更
		(省略)			(省略)		
		(省略)			(省略)		
消 防 本 部	総務班	<u>1 報道関係各機関に対する広報に関すること。</u> <u>2 災害出動人員の把握に関すること。</u> <u>3 災害記録に関すること。</u> <u>4 職団員の非常食料の補給に関すること。</u> <u>5 部内各班の主管に属さないこと。</u>		(削除)			
	消防班	<u>1 災害防遏に関すること。</u> <u>2 人命救助及び救出に関すること。</u> <u>3 救助に伴う機械等の借りに関すること。</u> <u>4 機械器具の補充に関すること。</u> <u>5 非常燃料の補給に関すること。</u> <u>6 水利統制及び交通確保に関すること。</u> <u>7 相互応援協定に基づく応援要請に関すること。</u>					
	予防班	<u>1 地域住民に対する広報に関すること。</u> <u>2 情報収集及び関係機関への報告に関すること。</u> <u>3 火災の原因及び被害の調査に関すること。</u> <u>4 警戒区域の設定に関すること。</u> <u>5 危険区域内の居住者の避難命令及び避難者の誘導に関すること。</u> <u>6 危険物施設の警戒及び危険物の非常処置に関すること。</u> <u>7 非常時の市内巡視に関すること。</u>					
	通信班	<u>1 職団員の招集に関すること。</u> <u>2 出動統制に関すること。</u> <u>3 通信の確保に関すること。</u>					
	消防署班	<u>1 災害の警戒並びに消防、水防活動等防災活動に関すること。</u> <u>2 人命救助及び破壊消防に関すること。</u> <u>3 飛び火警戒区域の設定に関すること。</u> <u>4 避難の指示、伝達及び避難者の誘導に関すること。</u> <u>5 その他特命事項に関すること。</u>					
		(省略)			(省略)		

第3章 第4節 46頁	<b>2 注意報、警報及び火災気象通報</b> (1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達 イ 火災に関するもの (ア) 火災気象通報 府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報するものとする。 通報を受けた振興局長は、 <u>帯広市に通報するものとし、市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができるものとする。</u>	<b>2 注意報、警報及び火災気象通報</b> (1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達 イ 火災に関するもの (ア) 火災気象通報 府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報するものとする。 通報を受けた振興局長は、 <u>帯広市を経由してとち広域消防事務組合に通報するものとし、とち広域消防事務組合長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるとき</u>	消防広域化に伴う変更
-------------------	---	--	------------

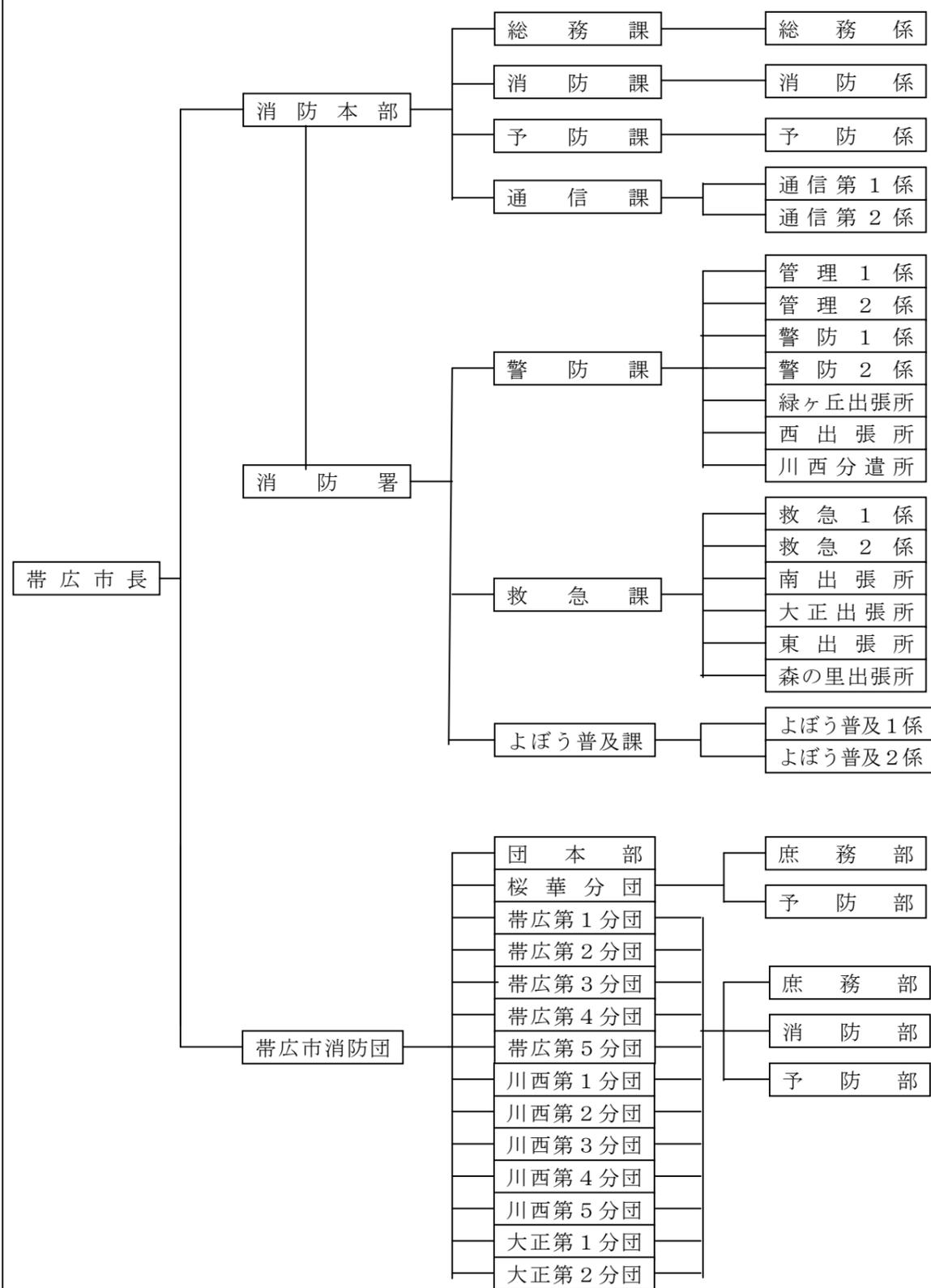
	<p>a 伝達 火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <pre> graph LR     A[気象官署] --&gt; B[十勝総合振興局]     B --&gt; C[帯広市]     C --&gt; D[消防本部] </pre>	<p>は、火災警報を発令することができるものとする。</p> <p>a 伝達 火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <pre> graph LR     A[気象官署] --&gt; B[十勝総合振興局]     B --&gt; C[帯広市]     C --&gt; D[とちろ広域消防事務組合] </pre>																																																													
<p>第4章 第2節 55頁</p>	<p><b>第2節 自主防災組織の育成等に関する計画</b> <b>4 組織の活動</b> (2) 非常時及び災害時の行動 エ 避難の実施 市長等から避難勧告、<u>避難指示</u>や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する<u>避難準備情報</u>が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</p>	<p><b>第2節 自主防災組織の育成等に関する計画</b> <b>4 組織の活動</b> (2) 非常時及び災害時の行動 エ 避難の実施 市長等から避難勧告、<u>避難指示</u>（緊急）や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>																																																												
<p>第4章 第3節 57頁</p>	<p><b>第3節 防災訓練計画</b> 3 市及び防災会議が実施する訓練 市及び防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="252 982 1389 1556"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実 施 方 法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>年 1 回 以 上</td> <td>指定避難場所ごとの地域</td> <td>各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。</td> <td>防災会議 帯広市</td> </tr> <tr> <td>災害通信連絡訓練</td> <td>適 時</td> <td>防災関係機関相互</td> <td>図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。</td> <td>防災会議 帯広市 <u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td>水防訓練</td> <td>水害発生多発時期前</td> <td>水害危険地域</td> <td>図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td>防災会議 帯広市 <u>消防本部</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="252 1591 1389 2003"> <tbody> <tr> <td>消 防 訓 練</td> <td>火災発生多発時期前</td> <td>火災危険地域</td> <td>図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td><u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td>避難救助訓練</td> <td>適 時</td> <td>指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所</td> <td>図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td>帯広市 <u>消防本部</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難場所ごとの地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市	災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防本部</u>	水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防本部</u>	消 防 訓 練	火災発生多発時期前	火災危険地域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。	<u>消防本部</u>	避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>	<p><b>第3節 防災訓練計画</b> 3 市及び防災会議が実施する訓練 市及び防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1469 982 2605 1556"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実 施 方 法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>年 1 回 以 上</td> <td>指定避難場所ごとの地域</td> <td>各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。</td> <td>防災会議 帯広市</td> </tr> <tr> <td>災害通信連絡訓練</td> <td>適 時</td> <td>防災関係機関相互</td> <td>図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。</td> <td>防災会議 帯広市 <u>消防機関</u></td> </tr> <tr> <td>水防訓練</td> <td>水害発生多発時期前</td> <td>水害危険地域</td> <td>図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td>防災会議 帯広市 <u>消防機関</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1469 1591 2605 2003"> <tbody> <tr> <td>消 防 訓 練</td> <td>火災発生多発時期前</td> <td>火災危険地域</td> <td>図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td><u>消防機関</u></td> </tr> <tr> <td>避難救助訓練</td> <td>適 時</td> <td>指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所</td> <td>図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。</td> <td>帯広市 <u>消防機関</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難場所ごとの地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市	災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防機関</u>	水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防機関</u>	消 防 訓 練	火災発生多発時期前	火災危険地域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。	<u>消防機関</u>	避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																																											
総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難場所ごとの地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市																																																											
災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防本部</u>																																																											
水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防本部</u>																																																											
消 防 訓 練	火災発生多発時期前	火災危険地域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。	<u>消防本部</u>																																																											
避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>																																																											
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																																											
総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難場所ごとの地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市																																																											
災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防機関</u>																																																											
水防訓練	水害発生多発時期前	水害危険地域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防機関</u>																																																											
消 防 訓 練	火災発生多発時期前	火災危険地域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。	<u>消防機関</u>																																																											
避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域  適当な地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>																																																											

	<table border="1"> <tr> <td>非常招集訓練</td> <td>適時</td> <td></td> <td>図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。</td> <td>帯広市 <u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td>その他災害に 関する訓練</td> <td>適時</td> <td>その都度</td> <td>その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)</td> <td>防災会議他</td> </tr> </table> <p>注) 細部についてはその都度決定する。</p>	非常招集訓練	適時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>	その他災害に 関する訓練	適時	その都度	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)	防災会議他	<table border="1"> <tr> <td>非常招集訓練</td> <td>適時</td> <td></td> <td>図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。</td> <td>帯広市 <u>消防機関</u></td> </tr> <tr> <td>その他災害に 関する訓練</td> <td>適時</td> <td>その都度</td> <td>その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)</td> <td>防災会議他</td> </tr> </table> <p>注) 細部についてはその都度決定する。</p>	非常招集訓練	適時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>	その他災害に 関する訓練	適時	その都度	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)	防災会議他	
非常招集訓練	適時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>																			
その他災害に 関する訓練	適時	その都度	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)	防災会議他																			
非常招集訓練	適時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>																			
その他災害に 関する訓練	適時	その都度	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で実施する訓練 について協力)	防災会議他																			
第4章 第5節 64頁	<p><b>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</b> <b>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</b> (1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <tr> <td>協定の名称</td> <td>協定締結企業・団体名称</td> <td>協定締結年月日</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)	(省略)	(省略)	<p><b>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</b> <b>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</b> (1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <tr> <td>協定の名称</td> <td>協定締結企業・団体名称</td> <td>協定締結年月日</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資供給に関する協定</td> <td><u>NPO法人コメリ災害対策センター</u></td> <td><u>平成28年4月20日</u></td> </tr> <tr> <td>災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は 早期再開に関する協定</td> <td><u>株式会社セブン-イレブン・ ジャパン</u></td> <td><u>平成29年2月15日</u></td> </tr> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)	(省略)	(省略)	災害時における物資供給に関する協定	<u>NPO法人コメリ災害対策センター</u>	<u>平成28年4月20日</u>	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は 早期再開に関する協定	<u>株式会社セブン-イレブン・ ジャパン</u>	<u>平成29年2月15日</u>	新たな防災協定の締結に伴う追加		
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																					
(省略)	(省略)	(省略)																					
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																					
(省略)	(省略)	(省略)																					
災害時における物資供給に関する協定	<u>NPO法人コメリ災害対策センター</u>	<u>平成28年4月20日</u>																					
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は 早期再開に関する協定	<u>株式会社セブン-イレブン・ ジャパン</u>	<u>平成29年2月15日</u>																					
第4章 第6節 67頁	<p><b>第6節 避難体制整備計画</b> <b>4 避難計画の策定等</b> (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定 市は、<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備情報</u>等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、伝達内容・方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 (省略)</p> <p>(3) 避難計画 市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示・避難準備情報</u>発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給</p>	<p><b>第6節 避難体制整備計画</b> <b>4 避難計画の策定等</b> (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定 市は、<u>避難指示</u>（緊急）、<u>避難勧告</u>、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、伝達内容・方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 (省略)</p> <p>(3) 避難計画 市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）・避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給</p>	避難情報の名称変更に伴う変更  避難情報の名称変更に伴う変更																				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(エ) 暖房及び発電機用燃料確保</li> <li>(オ) 負傷者に対する応急救護</li> <li>カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 避難時の秩序保持</li> <li>(イ) 避難者の避難状況の把握</li> <li>(ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達</li> <li>(エ) 避難者に対する各種相談業務</li> </ul> </li> <li>キ 避難に関する広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 防災無線による周知</li> <li>(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知</li> <li>(ウ) 避難誘導者による現地広報</li> <li>(エ) 町内会等を通じた広報</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(エ) 暖房及び発電機用燃料確保</li> <li>(オ) 負傷者に対する応急救護</li> <li>カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 避難時の秩序保持</li> <li>(イ) 避難者の避難状況の把握</li> <li>(ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達</li> <li>(エ) 避難者に対する各種相談業務</li> </ul> </li> <li>キ 避難に関する広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 防災無線による周知</li> <li>(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知</li> <li>(ウ) 避難誘導者による現地広報</li> <li>(エ) 町内会等を通じた広報</li> </ul> </li> </ul>	
第4章 第10節 75頁	<p><b>第10節 消防計画</b> 大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についてはこの計画で定めるものとする。また、具体的な計画については非常時災害警防対策計画で定めるものとする。</p> <p><b>1 組織計画</b> (1) 平常時の組織機構 平常時における消防行政に係る事務事業を円滑、かつ迅速に行うために<u>消防本部、消防署、消防団</u>をもって消防機関を組織する。 組織機構は、別表1のとおり。 (2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、<u>帯広市警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。 (3) 非常時の定義 非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。 ア 火災警報が発令されたとき。 イ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p><b>第10節 消防計画</b> 大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についてはこの計画で定めるものとする。また、具体的な計画については<u>とちかち広域消防局警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。</p> <p><b>1 組織計画</b> (1) 平常時の組織機構 平常時における消防行政に係る事務事業を円滑、かつ迅速に行うために<u>とちかち広域消防局、消防団</u>をもって消防機関を組織する。 組織機構は、別表1のとおり。 (2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、<u>とちかち広域消防局警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。 (3) 非常時の定義 非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。 ア 火災警報が発令されたとき。 イ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。 ウ <u>その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき</u></p>	消防広域化に伴う変更
76～77 頁	<p><b>5 警報発令伝達</b> 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>帯広市警防規程第58条</u>の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。</p> <p><b>6 警防対策</b> (2) 消防通信連絡体制 災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、<u>消防本部</u>と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。</p>	<p><b>5 警報発令伝達</b> 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>とちかち広域消防局警防規程第56条</u>の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。</p> <p><b>6 警防対策</b> (2) 消防通信連絡体制 災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、<u>とちかち広域消防局</u>と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。</p>	消防広域化に伴う変更

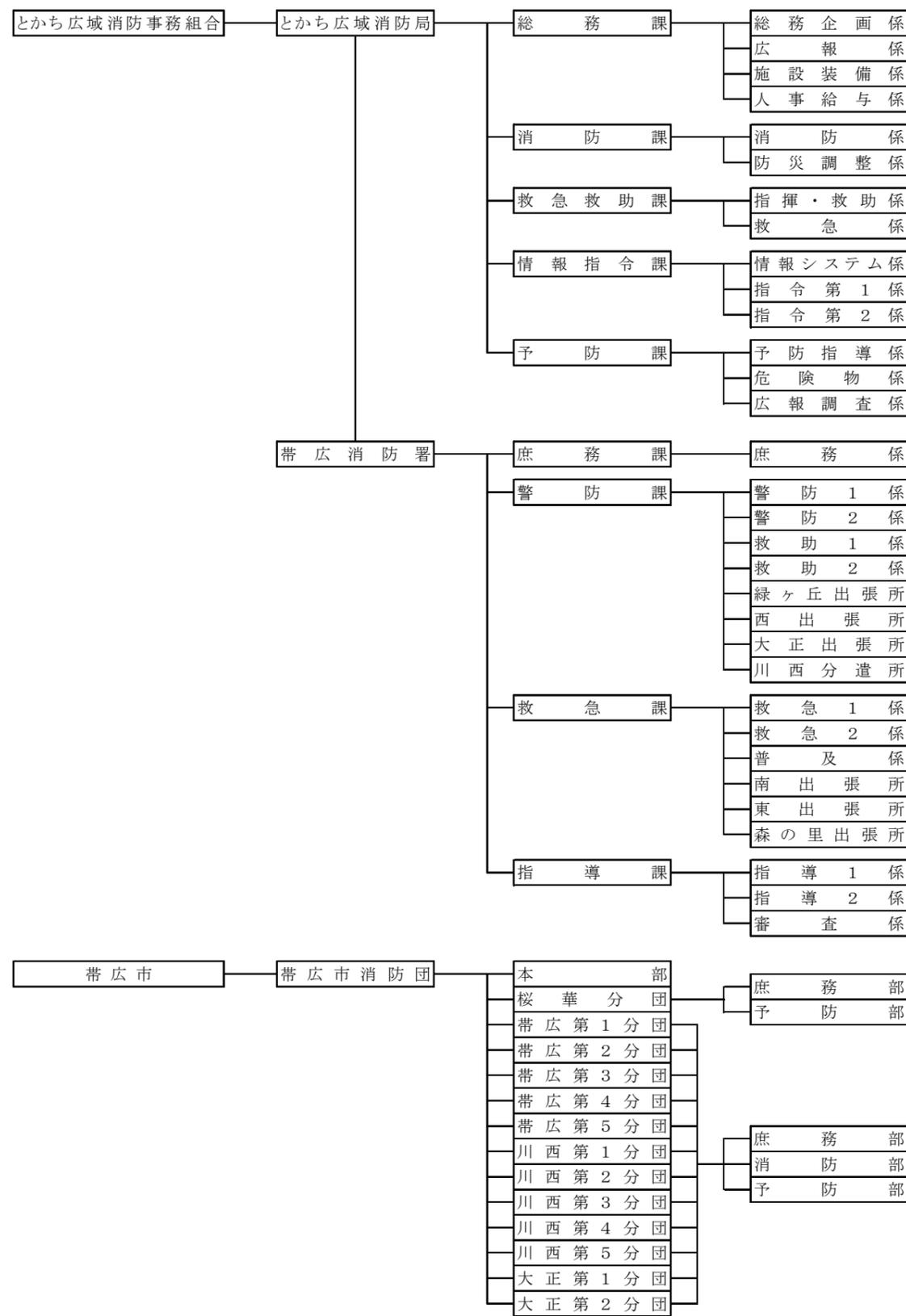
別表 1

消防機構



別表 1

消防機構



消防広域化に伴う変更

別表 2  
現有施設状況

## (1) 庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1
消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1
西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5
南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9
大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3
東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3
森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3
川西分遣所	清川町西 2 線 128-10

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内	
	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内	
	帯 広 地 域	第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内
		第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内
		第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内
		第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内
		第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101
	川 西 地 域	第 1 分団	川西町西 2 線 59-43
		第 2 分団	上帯広町西 1 線 76-5
		第 3 分団	広野町西 2 線 149
		第 4 分団	清川町西 2 線 128-10 川西分遣所内
		第 5 分団	上清川町西 1 線 183-21
	大 正 地 域	第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内
		第 2 分団	愛国町基線 41-85

別表 2  
現有施設状況

## (1) 庁舎

名 称	所 在 地	
とちがひ広域消防局	西 6 条南 6 丁目 3 - 1	
帯 広 消 防 署	帯広消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1
	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1
	西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5
	南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9
	大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3
	東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3
	森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3
	川西分遣所	清川町西 2 線 128-10

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内	
	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内	
	帯 広 地 域	帯広第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内
		帯広第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内
		帯広第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内
		帯広第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内
		帯広第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101
	川 西 地 域	川西第 1 分団	川西町西 2 線 59-43
		川西第 2 分団	上帯広町西 1 線 76-5
		川西第 3 分団	広野町西 2 線 149
		川西第 4 分団	清川町西 2 線 128-10 川西分遣所内
		川西第 5 分団	上清川町西 1 線 183-21
	大 正 地 域	大正第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内
		大正第 2 分団	愛国町基線 41-85

消防広域化に  
伴う変更

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	機			械		高規格救急車	指揮車	その他車両	合 計
				小型動力ポン プ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
消防本部	45										4	4
本 署	81	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1					1			3
大正出張所	12	1							1			2
東出張所	20	1							1			2
森の里出張所	20						1		1			2
川西分遣所	2										1	1
小 計	230	6	1	1	1	1	2	1	6	1	9	29
団 本 部	7											
桜華分団	20											
帯広第1分団	25		1									1
帯広第2分団	27		1									1
帯広第3分団	20		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	28		1									1
川西第1分団	28	1										1
川西第2分団	25	1										1
川西第3分団	27	1										1
川西第4分団	26	1										1
川西第5分団	20	1										1
大正第1分団	41	1										1
大正第2分団	24	1										1
小 計	350	7	5									12
合 計	580	13	6	1	1	1	2	1	6	1	9	41

※平成27年4月1日現在

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 局・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	特殊車					高規格救急車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
				小型動力ポン プ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
とちろ広域消防局	68										4	4
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1					1			3
大正出張所	14	1							1			2
東出張所	20	1							1			2
森の里出張所	20						1		1			2
川西分遣所	2										1	1
帯広市消防団	352	7	5									12
本 部	7											
桜華分団	20											
帯広第1分団	27		1									1
帯広第2分団	26		1									1
帯広第3分団	24		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	28		1									1
川西第1分団	26	1										1
川西第2分団	27	1										1
川西第3分団	27	1										1
川西第4分団	25	1										1
川西第5分団	21	1										1
大正第1分団	38	1										1
大正第2分団	24	1										1

※平成28年4月1日現在

※とちろ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

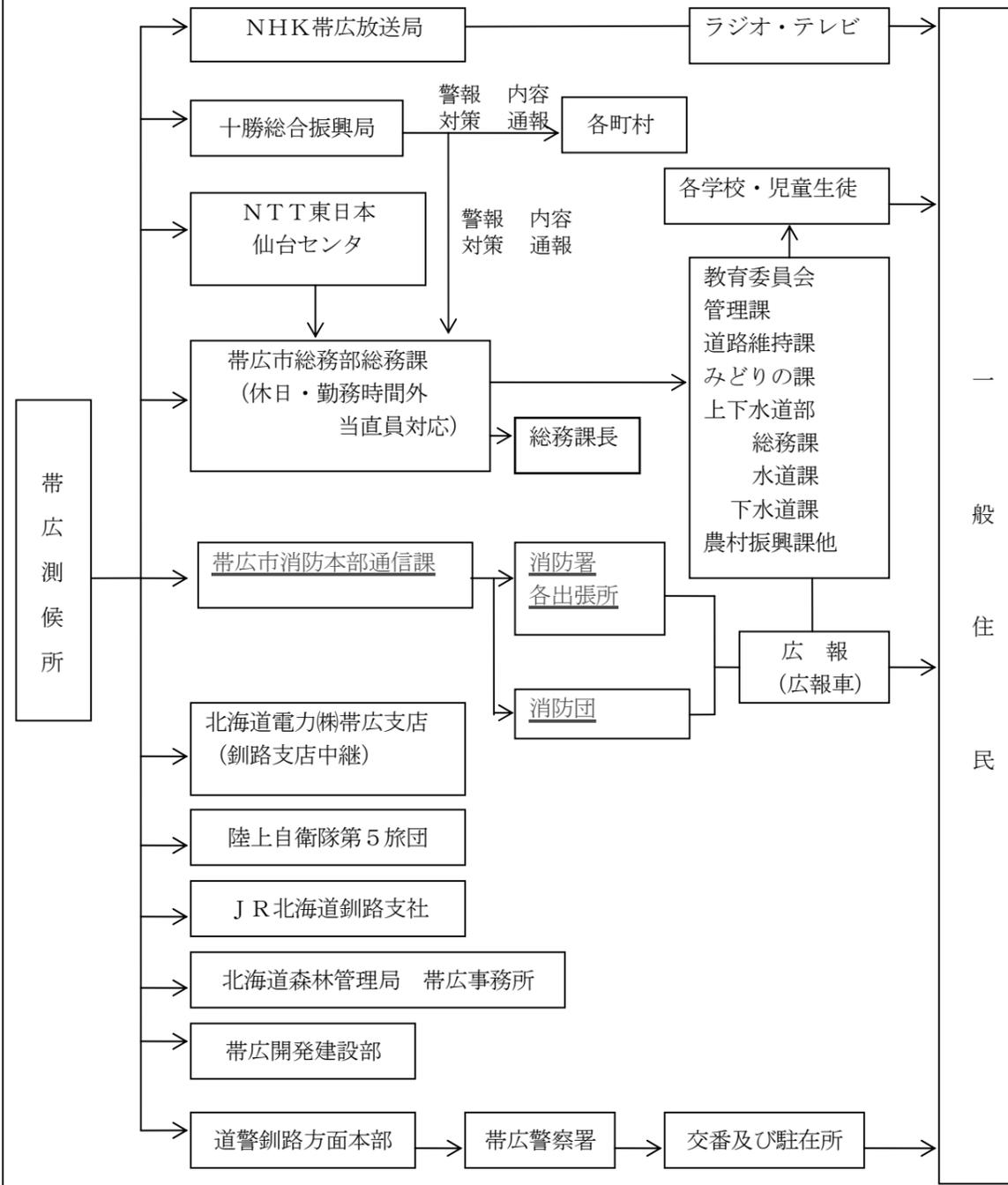
消防広域化に伴う変更

81 頁	<p>(3) 水利</p> <table border="1" data-bbox="252 178 1359 415"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,745</td> <td rowspan="2">1,833</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日現在</p>			基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,745	1,833	私設	88	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	43		<p>(3) 水利</p> <table border="1" data-bbox="1469 178 2576 415"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,743</td> <td rowspan="2">1,830</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年4月1日現在</p>			基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,743	1,830	私設	87	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	43		
		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,745	1,833																																								
	私設	88																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	43																																									
		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,743	1,830																																								
	私設	87																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	43																																									
第4章 第13節 89 頁	<p>《帯広市雪害対策要綱》</p> <p>2 常備体制 (5) <u>消防本部</u></p> <p>ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。 イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。 ウ 救急患者輸送のため、交通路の確保について道路維持課と協議しておくこと。 また、豪雪時にあっては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。 エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制（最寄りの消防団員の招集を含め）について配慮すること。</p>	<p>《帯広市雪害対策要綱》</p> <p>2 常備体制 (5) <u>消防推進室</u> <u>以下の事項について、とちち広域消防局との連絡調整を行う。</u></p> <p>ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。 イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。 ウ 救急患者輸送のため、交通路の確保について道路維持課と協議しておくこと。 また、豪雪時にあっては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。 エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制（最寄りの消防団員の招集を含め）について配慮すること。</p>	消防広域化に伴う変更																																								
90 頁	<p>3 緊急時体制 (1) 雪害対策本部</p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関する事 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関する事。</p> <p>市民活動推進課 ①市民に対する除排雪の協力依頼等に関する事。</p> <p>総務部総務課 ①雪害対策計画に関する事。 ②気象の情報収集・伝達に関する事。</p> <p><u>安心安全課</u> ①路上駐車等の交通対策に関する事。 ②冬道の交通安全の指導に関する事。</p> <p>川西支所 ①川西ステーションの支援に関する事。 大正支所 ②大正ステーションの支援に関する事。</p> <p>都市建設部管理課 ①雪害対策本部に関する総括。 ②除排雪の指導及び相談に関する事。 ③市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事。 ④道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事。</p>	<p>3 緊急時体制 (1) 雪害対策本部</p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関する事。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関する事。</p> <p>市民活動推進課 ①市民に対する除排雪の協力依頼等に関する事。</p> <p>総務部総務課 ①雪害対策計画に関する事。 ②気象の情報収集・伝達に関する事。</p> <p><u>総務部消防推進室</u> <u>安心安全推進課</u> ①消防機関との連絡調整に関する事。 ①路上駐車等の交通対策に関する事。 ②冬道の交通安全の指導に関する事。</p> <p>川西支所 ①川西ステーションの支援に関する事。 大正支所 ②大正ステーションの支援に関する事。</p> <p>都市建設部管理課 ①雪害対策本部に関する総括。 ②除排雪の指導及び相談に関する事。 ③市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事。 ④道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事。</p>	消防広域化に伴う変更 課名の変更に伴う変更																																								

<p>土木課</p> <p>道路維持課</p> <p>都市建設部各課 清掃事業課 高齢者福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>観光課</p> <p>上下水道部水道課 下水道課 学校教育課</p> <p><u>消防本部消防課</u></p>	<p>⑤除排雪の補助に関する事 ①除排雪の指導及び相談に関する事 ②除排雪の補助に関する事 ①除雪の実施に関する事 ②市民からの除雪の相談及び苦情等の処理に関する事 ③協力課及び除雪関係機関との連絡調整に関する事 ①除排雪の業務補助に関する事 ①降雪時のごみ収集に関する事 ①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事 ①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事 ①広報活動に関する事 ①広報活動に関する事 ①広報活動に関する事 ①スクールバスの運行に関する事 ②小中学校の臨時休校等に関する事 ①救護活動に関する事</p>	<p>土木課</p> <p>道路維持課</p> <p>都市建設部各課 清掃事業課 高齢者福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>観光課</p> <p>上下水道部水道課 下水道課 学校教育課</p>	<p>⑤除排雪の補助に関する事 ①除排雪の指導及び相談に関する事 ②除排雪の補助に関する事 ①除雪の実施に関する事 ②市民からの除雪の相談及び苦情等の処理に関する事 ③協力課及び除雪関係機関との連絡調整に関する事 ①除排雪の業務補助に関する事 ①降雪時のごみ収集に関する事 ①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事 ①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事 ①広報活動に関する事 ①広報活動に関する事 ①広報活動に関する事 ①スクールバスの運行に関する事 ②小中学校の臨時休校等に関する事</p>	
--	---	--	--	--

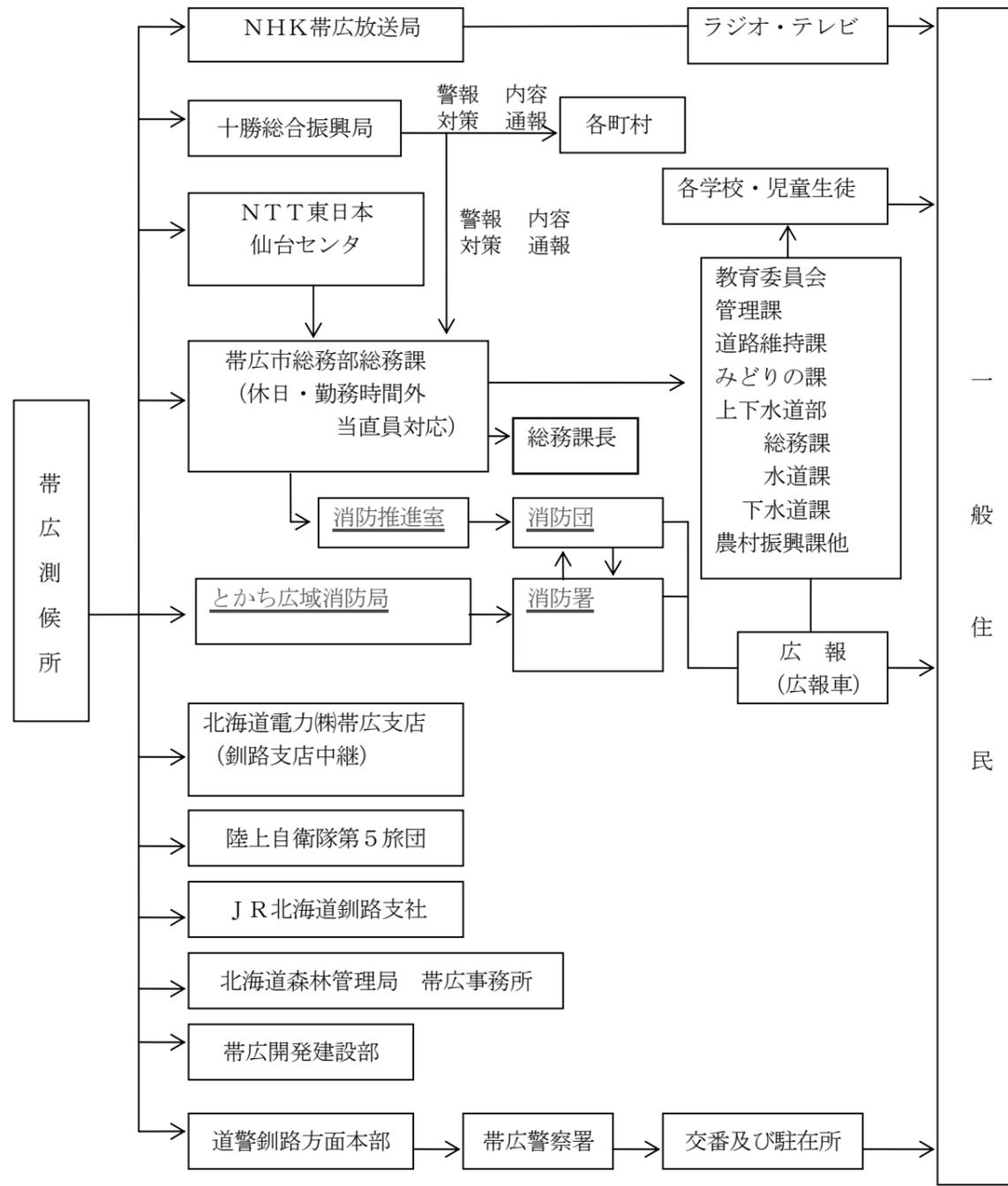
別図1

《 気象予報警報等伝達系統図 》



別図1

《 気象予報警報等伝達系統図 》



消防広域化に伴う変更

5 災害情報等の報告収集及び伝達計画

(1) 異常現象発見時における措置  
 ア 発見者の通報義務  
 災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防本部（消防署各出張所含む。）に通報しなければならない。  
 イ 警察官等の通報  
 異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防本部（消防長）は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。  
 ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防本部等から異常現象発見の通報を

5 災害情報等の報告収集及び伝達計画

(1) 異常現象発見時における措置  
 ア 発見者の通報義務  
 災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防機関に通報しなければならない。  
 イ 警察官等の通報  
 異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防機関の長は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。  
 ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防機関の長等から異常現象発見の通

消防広域化に伴う変更

受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。

なお、住民に対する周知は、広報車、報道機関により徹底を図るものとする。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受理した際は、速やかに総務部総務班（総務部総務課長）に報告し、その指示により処理する。

報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。

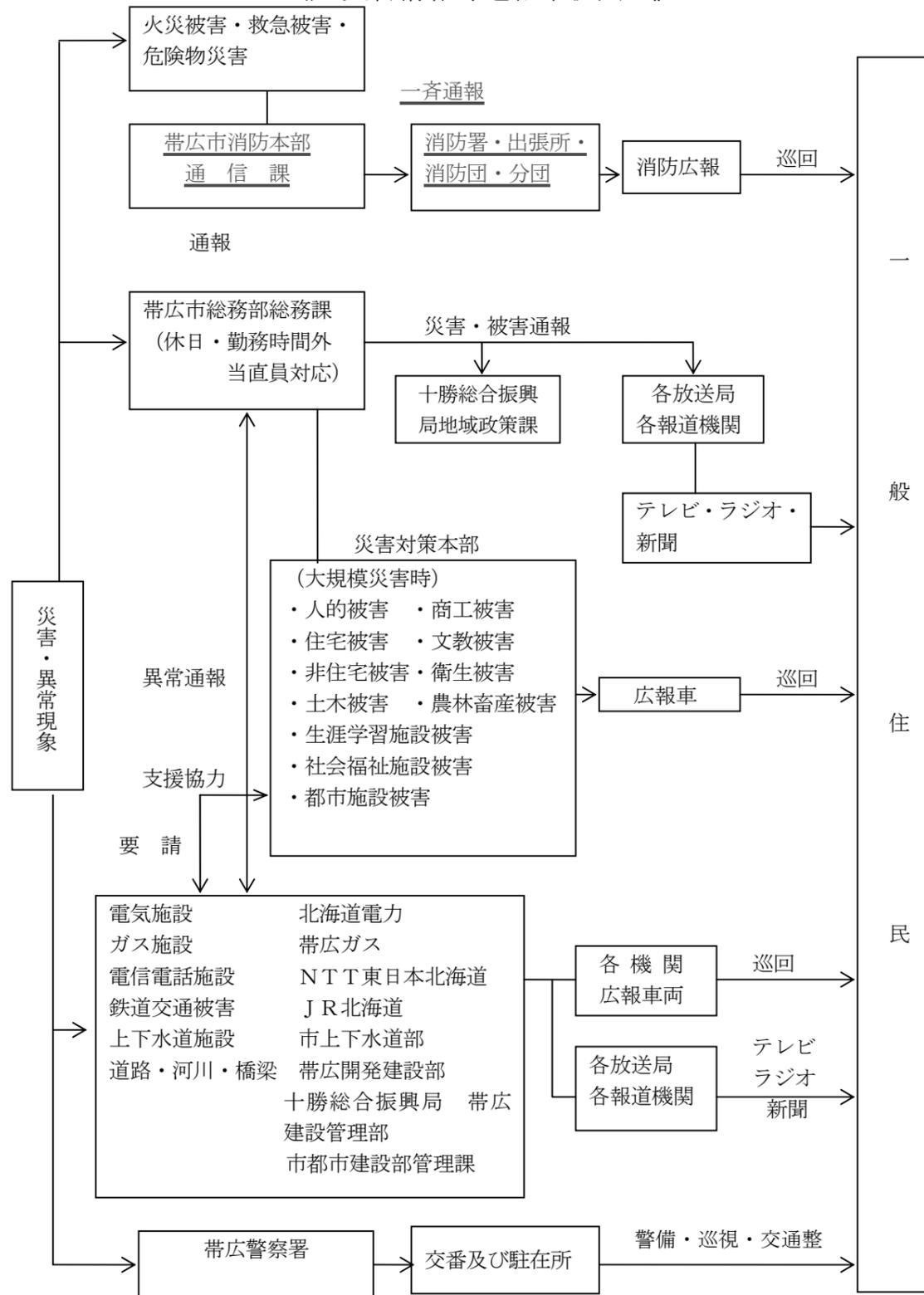
なお、住民に対する周知は、広報車、報道機関により徹底を図るものとする。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受理した際は、速やかに総務部総務班（総務部総務課長）に報告し、その指示により処理する。

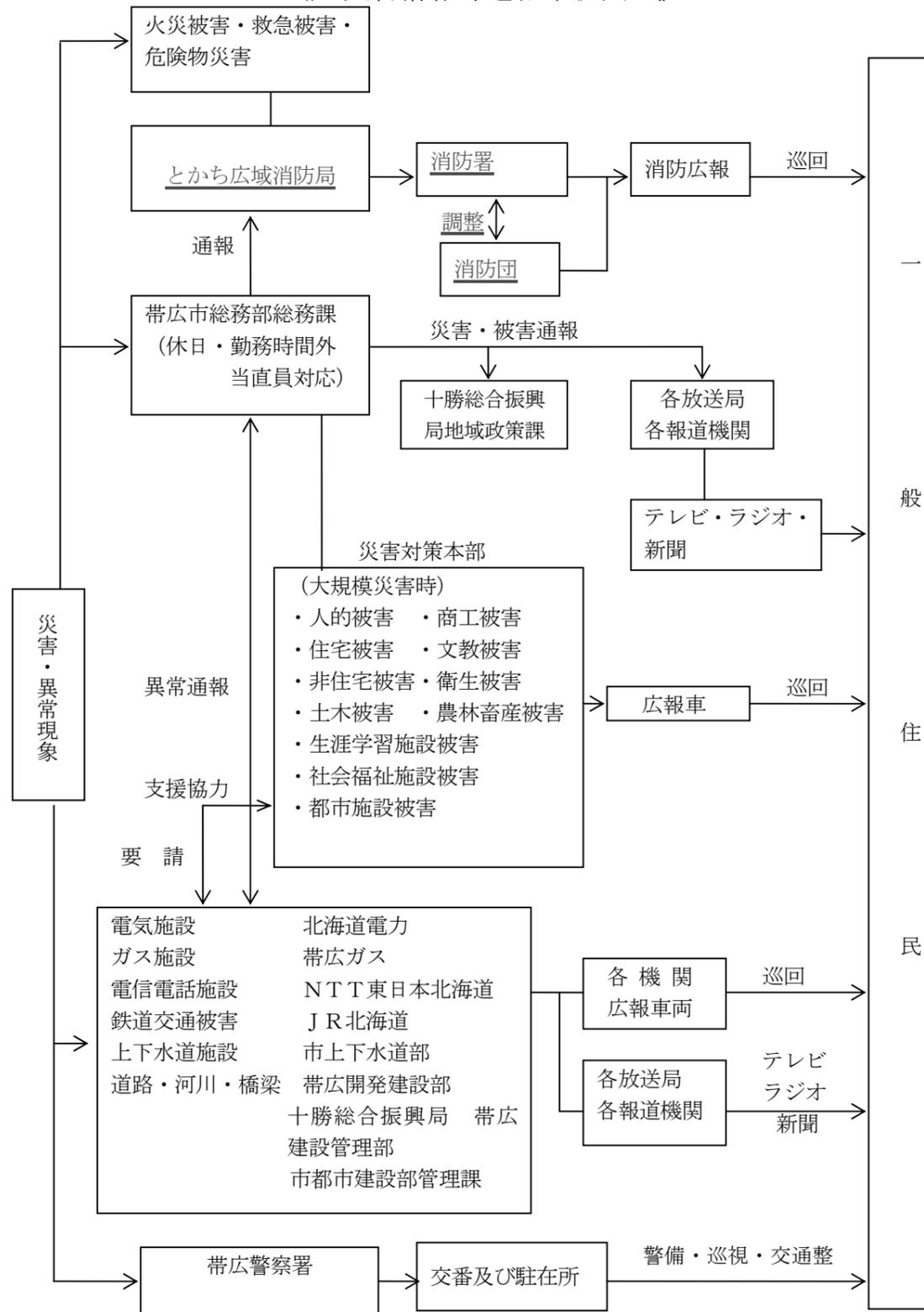
別図 2

《 災害情報等連絡系統図 》



別図 2

《 災害情報等連絡系統図 》



消防広域化に伴う変更

災害情報報告

(省略)							
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
(5) その他措置の状況							
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況				
	市町村職員	名					
	消防職員	名					
	消防団員	名					
	その他 (住民等)	名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

災害情報報告

(省略)							
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示(緊急)					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
(5) その他措置の状況							
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況				
	市町村職員	名					
	消防職員	名					
	消防団員	名					
	その他 (住民等)	名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

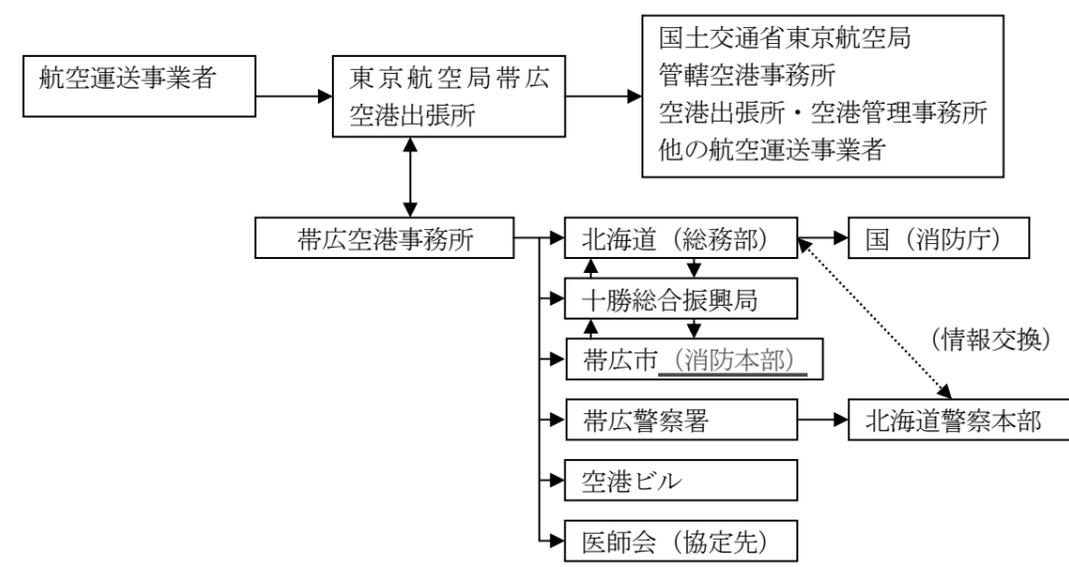
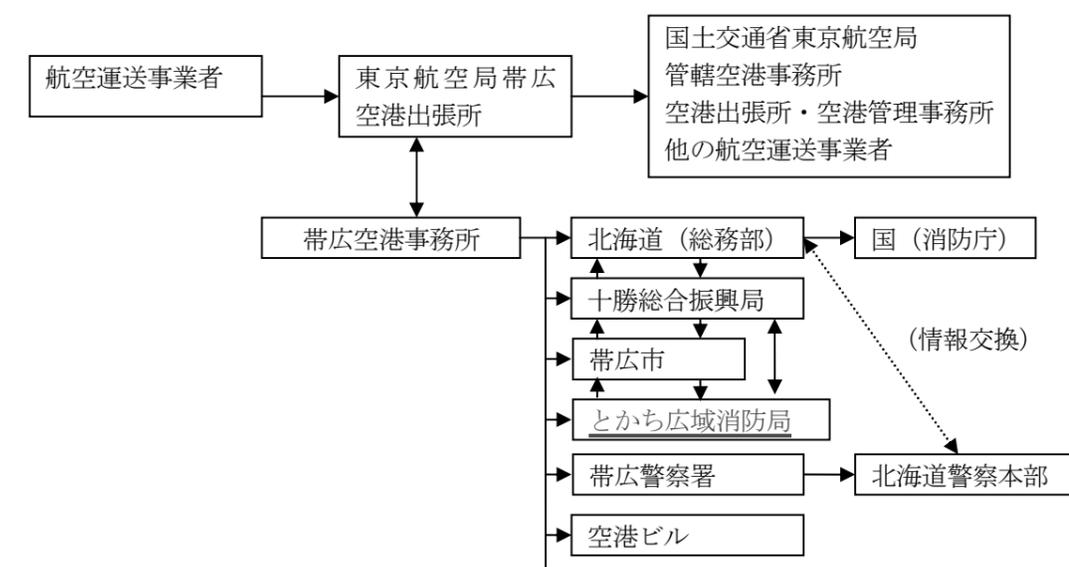
避難情報の名称変更に伴う変更

<p>第5章 第2節 123頁</p>	<p><b>第2節 災害通信計画</b> <b>2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等</b> (4) 専用通信設備 本市が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は、別表1のとおりである。</p>	<p><b>第2節 災害通信計画</b> <b>2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等</b> (4) 専用通信設備 本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は、別表1のとおりである。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>																																														
<p>125頁</p>	<p>別表1 《 本部の通信施設 》</p> <table border="1"> <tr> <td>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 基地局(統制台:総務課)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 簡易中継局(広野小学校)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 陸上移動局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 半固定型無線機</td> <td>83局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(消防本部、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)</td> </tr> <tr> <td>イ 車載型無線機(市公用車)</td> <td>26局</td> </tr> <tr> <td>ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)</td> <td>11局</td> </tr> </table> <p>7 消防本部</p> <p>(1) 一般用電話 26回線(一般消防業務及び問い合わせ用)</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 12回線(うち携帯4回線)</p> <p>(3) 専用電話 11回線(6出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署)</p> <p>(4) 無線電話</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 基地局</td> <td>1局(通信指令室)</td> </tr> <tr> <td>イ 固定局</td> <td>14局</td> </tr> <tr> <td>ウ 移動局</td> <td>76局(消防本部、各出張所、分団)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(車載型 43局、携帯型 33局)</td> </tr> </table>	4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。		(1) 基地局(統制台:総務課)		(2) 簡易中継局(広野小学校)		(3) 陸上移動局		ア 半固定型無線機	83局	(消防本部、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)		イ 車載型無線機(市公用車)	26局	ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)	11局	ア 基地局	1局(通信指令室)	イ 固定局	14局	ウ 移動局	76局(消防本部、各出張所、分団)	(車載型 43局、携帯型 33局)		<p>別表1 《 本部の通信施設 》</p> <table border="1"> <tr> <td>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 基地局(統制台:総務課)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 簡易中継局(広野小学校)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 陸上移動局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 半固定型無線機</td> <td>83局</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(とちかち広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)</td> </tr> <tr> <td>イ 車載型無線機(市公用車)</td> <td>26局</td> </tr> <tr> <td>ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)</td> <td>11局</td> </tr> </table> <p>7 消防機関(消防局・消防署・消防団)</p> <p>(1) 一般用電話 26回線(一般消防業務及び問い合わせ用)</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 16回線</p> <p>(3) 専用電話 10回線(7署所端末、警察署、北海道電力、帯広ガス)</p> <p>(4) 無線電話</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 固定局</td> <td>15局</td> </tr> <tr> <td>イ 移動局</td> <td>95局(消防署、各出張所、分団)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局)</td> </tr> </table>	4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。		(1) 基地局(統制台:総務課)		(2) 簡易中継局(広野小学校)		(3) 陸上移動局		ア 半固定型無線機	83局	(とちかち広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)		イ 車載型無線機(市公用車)	26局	ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)	11局	ア 固定局	15局	イ 移動局	95局(消防署、各出張所、分団)	(車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局)		<p>消防広域化に伴う変更</p>
4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。																																																	
(1) 基地局(統制台:総務課)																																																	
(2) 簡易中継局(広野小学校)																																																	
(3) 陸上移動局																																																	
ア 半固定型無線機	83局																																																
(消防本部、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)																																																	
イ 車載型無線機(市公用車)	26局																																																
ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)	11局																																																
ア 基地局	1局(通信指令室)																																																
イ 固定局	14局																																																
ウ 移動局	76局(消防本部、各出張所、分団)																																																
(車載型 43局、携帯型 33局)																																																	
4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。																																																	
(1) 基地局(統制台:総務課)																																																	
(2) 簡易中継局(広野小学校)																																																	
(3) 陸上移動局																																																	
ア 半固定型無線機	83局																																																
(とちかち広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)																																																	
イ 車載型無線機(市公用車)	26局																																																
ウ 携帯型無線機(災害対策本部用)	11局																																																
ア 固定局	15局																																																
イ 移動局	95局(消防署、各出張所、分団)																																																
(車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局)																																																	
<p>第5章 第4節 131頁</p>	<p><b>第4節 応急措置実施計画</b> <b>1 実施責任者</b> 法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。</p> <p>(1) 北海道知事 (2) 警察官等 (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (6) <u>消防長又は消防署長等</u></p>	<p><b>第4節 応急措置実施計画</b> <b>1 実施責任者</b> 法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。</p> <p>(1) 北海道知事 (2) 警察官等 (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (6) <u>消防機関の長</u></p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>																																														
<p>132頁</p>	<p><b>2 市の実施する応急措置</b> (6) 住民等に対する緊急従事措置 ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地</p>	<p><b>2 市の実施する応急措置</b> (6) 住民等に対する緊急従事措置 ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地</p>																																															

	<p>域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p> <p>イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。</p> <p>ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。</p> <p>エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。</p> <p>オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、帯広市消防団員等公務災害補償条例によりその補償を行う。</p>	<p>域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p> <p>イ 市長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。</p> <p>ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。</p> <p>エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。</p> <p>オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、帯広市消防団員等公務災害補償条例によりその補償を行う。</p>	消防広域化に伴う変更
第5章 第5節 135頁	<p><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>1 避難実施責任者及び措置内容</b></p> <p>風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示のほか、災害時要援護者の避難に資する<u>避難準備情報</u>を必要に応じて伝達する。</p>	<p><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>1 避難実施責任者及び措置内容</b></p> <p>風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、災害時要援護者の避難に資する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を必要に応じて伝達する。</p>	避難情報の名称変更に伴う変更
136頁	<p><b>2 避難措置における連絡及び協力等</b></p> <p>(2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p><b>3 避難の基準と態様</b></p> <p><u>避難準備情報</u>、<u>勧告・指示</u>は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。<u>避難勧告・指示</u>は、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。</p> <p>(1) <u>避難準備情報</u> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>(2) <u>避難勧告</u> 通常避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>(3) <u>避難指示</u> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的</p>	<p><b>2 避難措置における連絡及び協力等</b></p> <p>(2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、避難勧告や避難指示（緊急）等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p><b>3 避難の基準と態様</b></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>(2) <u>避難勧告</u> 通常避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>(3) <u>避難指示（緊急）</u> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的</p>	避難情報の名称変更に伴う変更

	被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況及び人的被害の発生した状況	被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況及び人的被害の発生した状況	
137 頁	<p><b>4 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法</b>  市は、<u>避難準備情報</u>の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。  特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>(1) 広報車による伝達  市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。</p> <p>(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達  各報道機関に対し、<u>勧告、指示又は避難準備情報</u>を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。</p> <p>(3) 信号による伝達  警鐘、サイレン等を利用する。</p> <p>(4) 伝達員による個別伝達  夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。</p> <p>(5) 町内会あるいは地域防災組織の責任者を通じて周知する。</p> <p><b>5 指示伝達事項</b>  指示伝達する内容は、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。</p> <p>(1) <u>避難準備情報、勧告又は指示者</u></p> <p>(2) <u>避難準備情報、勧告又は指示の理由</u></p> <p>(3) <u>避難対象区域</u></p> <p>(4) <u>避難先とその場所</u></p> <p>(5) <u>避難経路</u></p> <p>(6) <u>注意事項</u></p>	<p><b>4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法</b>  市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。  特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>(1) 広報車による伝達  市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。</p> <p>(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達  各報道機関に対し、<u>避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始</u>を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。</p> <p>(3) 信号による伝達  警鐘、サイレン等を利用する。</p> <p>(4) 伝達員による個別伝達  夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。</p> <p>(5) 町内会あるいは地域防災組織の責任者を通じて周知する。</p> <p><b>5 指示伝達事項</b>  指示伝達する内容は、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した者</u></p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由</u></p> <p>(3) <u>避難対象区域</u></p> <p>(4) <u>避難先とその場所</u></p> <p>(5) <u>避難経路</u></p> <p>(6) <u>注意事項</u></p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p> <p>避難情報の名称変更に伴う変更</p> <p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>
138 頁	<p><b>6 避難の方法</b>  (1) 避難誘導  避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、<u>避難指示</u>の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮す</p>	<p><b>6 避難の方法</b>  (1) 避難誘導  避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよ</p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>

	<p>るものとする。 また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>う配慮するものとする。 また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>変更</p>
<p>第5章 第6節 143頁</p>	<p><b>第6節 救助救出計画</b> <b>1 実施責任</b> (1) 北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 (2) 北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 (3) <u>市(消防機関)</u> 市(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。 また、市は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。</p>	<p><b>第6節 救助救出計画</b> <b>1 実施責任</b> (1) 北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。 (2) 北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 (3) <u>帯広市及び消防機関</u> 市(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。 また、市は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>第5章 第8節 148頁</p>	<p><b>第8節 交通応急対策計画</b> <b>1 交通応急対策の実施</b> (5) <u>帯広市(消防機関)</u> ア 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。 イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p>	<p><b>第8節 交通応急対策計画</b> <b>1 交通応急対策の実施</b> (5) <u>帯広市及びとかち広域消防局</u> ア 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。 イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>第5章 第10節 159頁</p>	<p><b>第10節 食料供給計画</b> <b>5 食料の備蓄及び調達</b> 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を</p>	<p><b>第10節 食料供給計画</b> <b>5 食料の備蓄及び調達</b> 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内</p>	<p>新たな防災協</p>

	<p>行うものとする。  また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。  また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	<p>の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。  また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。  また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	<p>定の締結に伴う変更</p>
<p>第5章  第37節  235頁</p>	<p><b>第37節 被災者援護支援</b>  <b>1 罹災証明書の交付</b>  (1) 実施責任者  罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、<u>帯広市消防長</u>が行う。</p>	<p><b>第37節 被災者援護支援</b>  <b>1 罹災証明書の交付</b>  (1) 実施責任者  罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、<u>とちかち広域消防局長</u>が行う。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>第7章  第1節  240頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1節 航空災害対策計画</b>  <b>3 災害応急対策</b>  (1) 情報通信  ア 情報通信連絡系統  航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p style="text-align: center;"><b>第7章 事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1節 航空災害対策計画</b>  <b>3 災害応急対策</b>  (1) 情報通信  ア 情報通信連絡系統  航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>240頁</p>	<p>(2) 災害広報  災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。  ア 実施機関  東京航空局帯広空港出張所、帯広空港事務所、航空運送事業者、<u>市(消防機関)</u>、北海道(十勝総合振興局)、帯広警察署</p>	<p>(2) 災害広報  災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。  ア 実施機関  東京航空局帯広空港出張所、帯広空港事務所、航空運送事業者、<u>帯広市</u>、消防機関、北海道(十勝総合振興局)、帯広警察署</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>

別表 1

《帯広市航空災害救難対策本部要綱》

(本部の構成)

第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。

- (1) 帯広市
- (2) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所
- (3) 独立行政法人航空大学校帯広分校
- (4) 新千歳航空測候所帯広空港出張所
- (5) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊
- (6) 帯広警察署
- (7) 帯広市消防本部
- (8) 日本航空(株)
- (9) 株AIRDO
- (10) 帯広空港ターミナルビル(株)
- (11) 帯広市医師会
- (12) 十勝医師会
- (13) 株NTT東日本-北海道 帯広支店
- (14) その他

(本部長、副本部長)

第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 本部長 帯広市長
- (2) 副本部長 帯広市副市長  
国土交通省東京航空局帯広空港出張所長  
独立行政法人航空大学校帯広分校長  
新千歳航空測候所帯広空港出張所長  
帯広警察署長  
帯広市消防長  
帯広市医師会長  
日本航空(株)帯広支店長  
株AIRDO帯広空港所長

別表 1

《帯広市航空災害救難対策本部要綱》

(本部の構成)

第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。

- (1) 帯広市
- (2) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所
- (3) 独立行政法人航空大学校帯広分校
- (4) 新千歳航空測候所帯広航空気象観測所
- (5) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊
- (6) 帯広警察署
- (7) とちろ広域消防局
- (8) 日本航空(株)
- (9) 株AIRDO
- (10) 帯広空港ターミナルビル(株)
- (11) 帯広市医師会
- (12) 十勝医師会
- (13) 株NTT東日本-北海道東支店
- (14) その他

(本部長、副本部長)

第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 本部長 帯広市長
- (2) 副本部長 帯広市副市長  
国土交通省東京航空局帯広空港出張所長  
独立行政法人航空大学校帯広分校長  
新千歳航空測候所所帯広航空気象観測所総括観測員  
帯広警察署長  
とちろ広域消防局長  
帯広市医師会長  
日本航空(株)帯広支店長  
株AIRDO帯広空港所長

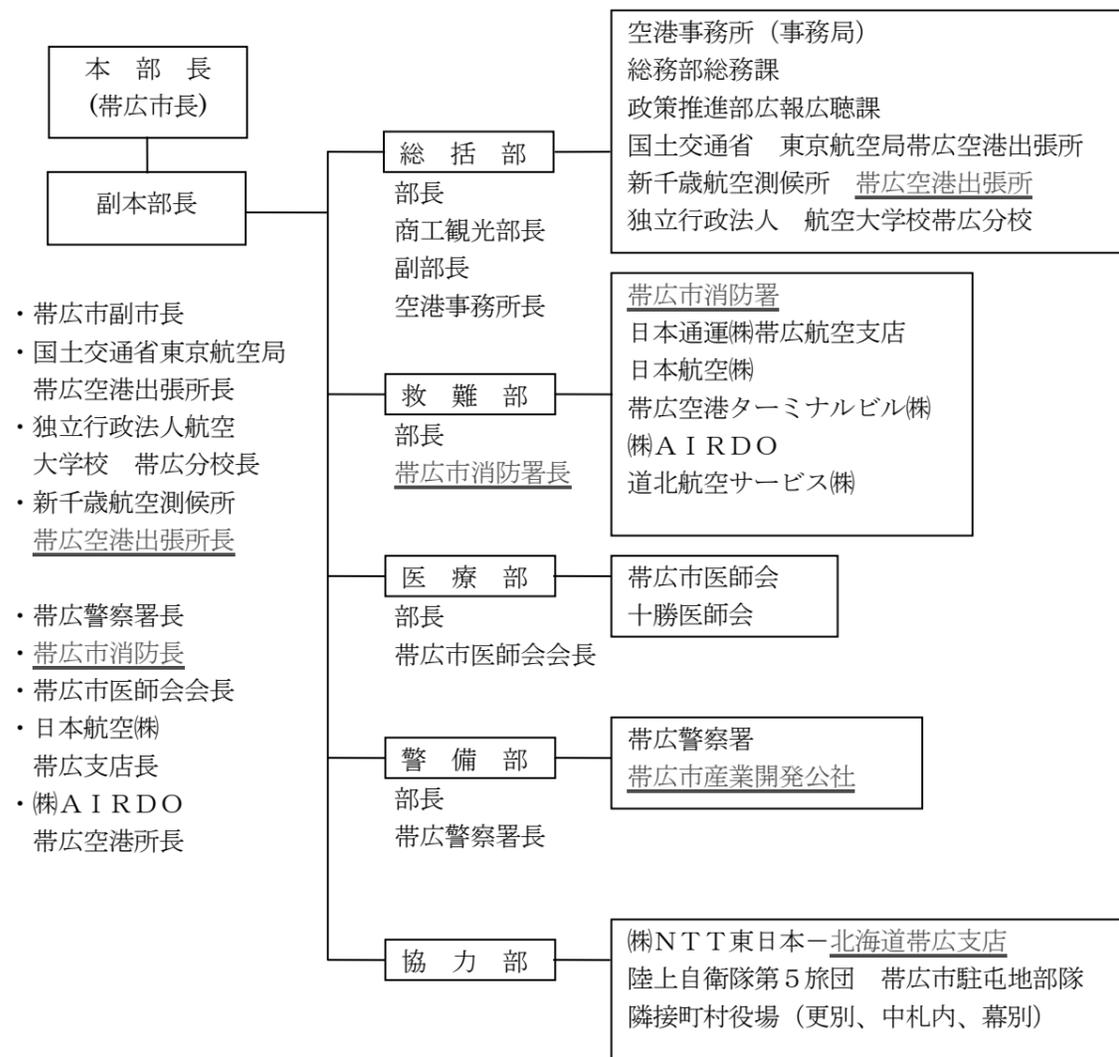
関係団体の変更

消防広域化に伴う変更

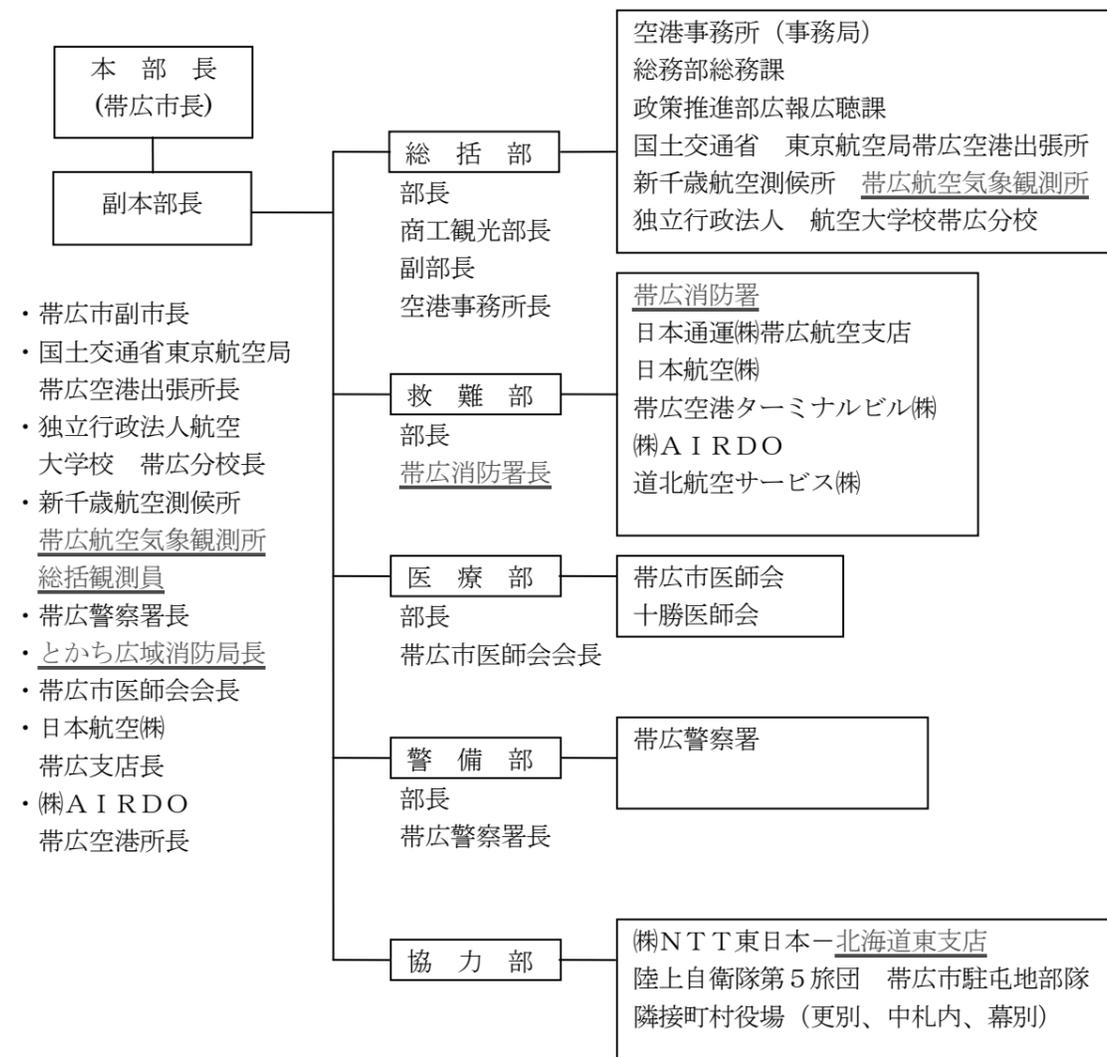
関係団体の変更に伴う変更

消防広域化に伴う変更

《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》



《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》



関係団体の変更

消防広域化に伴う変更

関係団体の変更に伴う変更

公社の解散に伴う修正

7 消防活動

消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(省略)

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

7 消防活動

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

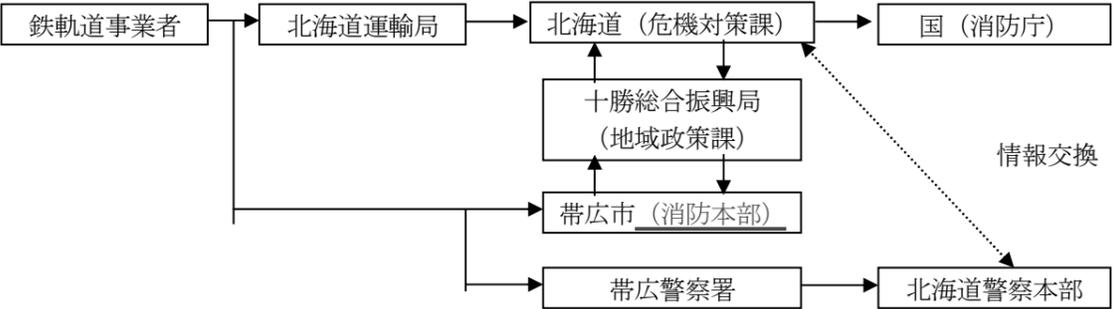
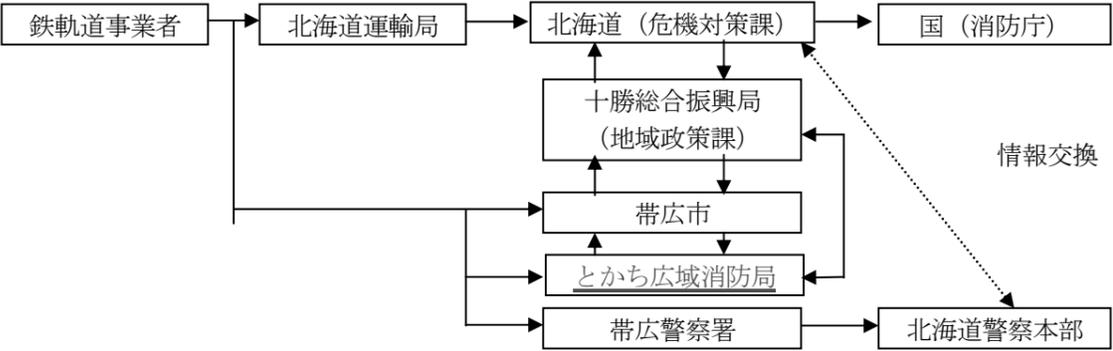
(省略)

12 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

消防広域化に伴う変更

消防広域化に伴う変更

<p>第7章 第2節 245頁</p>	<p><b>第2節 鉄道災害対策計画</b> <b>3 災害応急対策</b> (1) 情報通信 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。 ア 情報通信連絡系統 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p><b>第2節 鉄道災害対策計画</b> <b>3 災害応急対策</b> (1) 情報通信 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。 ア 情報通信連絡系統 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>246頁</p>	<p>(2) 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 ア 実施機関 鉄道事業者、<u>帯広市(消防機関)</u>、北海道 (十勝総合振興局)、帯広警察署</p>	<p>(2) 災害広報 災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 ア 実施機関 鉄道事業者、<u>帯広市、消防機関</u>、北海道 (十勝総合振興局)、帯広警察署</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>247頁</p>	<p><b>7 消防活動</b> <u>消防本部</u>は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。</p>	<p><b>7 消防活動</b> <u>消防機関</u>は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>247頁</p>	<p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び<u>消防本部</u>は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、<u>市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき</u>応援を要請するものとする。</p>	<p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び<u>消防機関</u>は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>

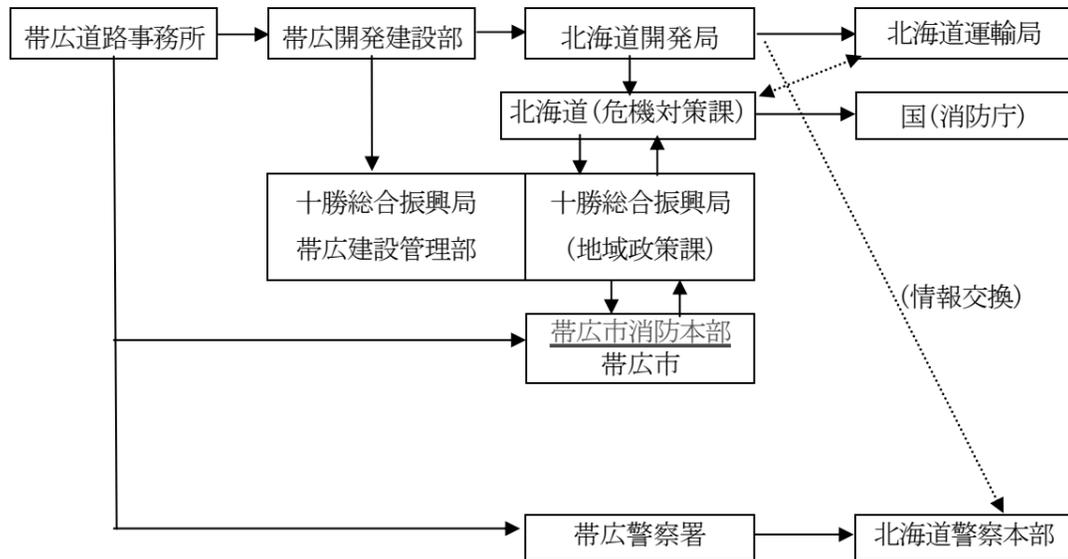
第3節 道路災害対策計画

3 災害応急対策

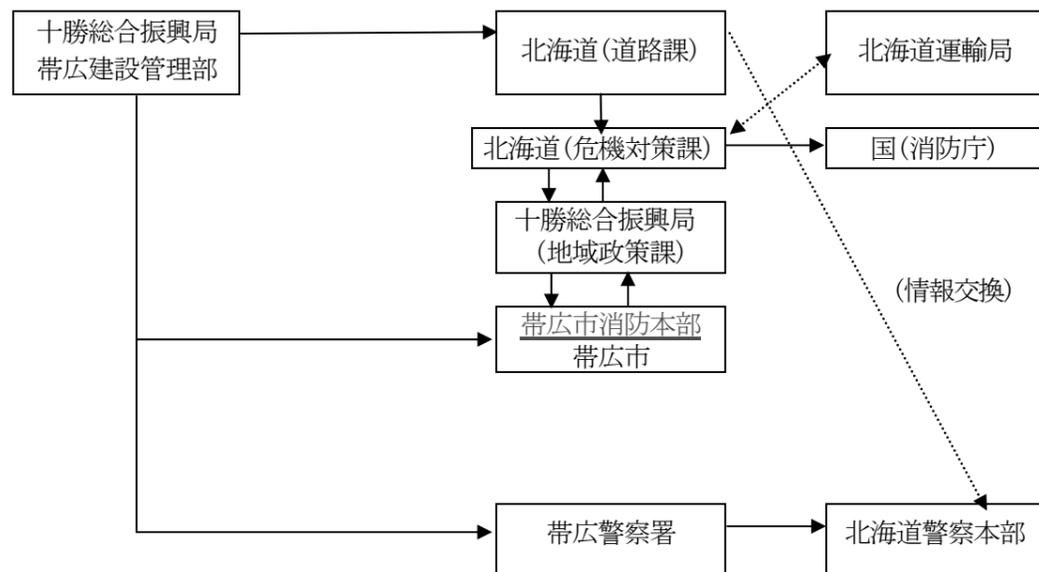
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



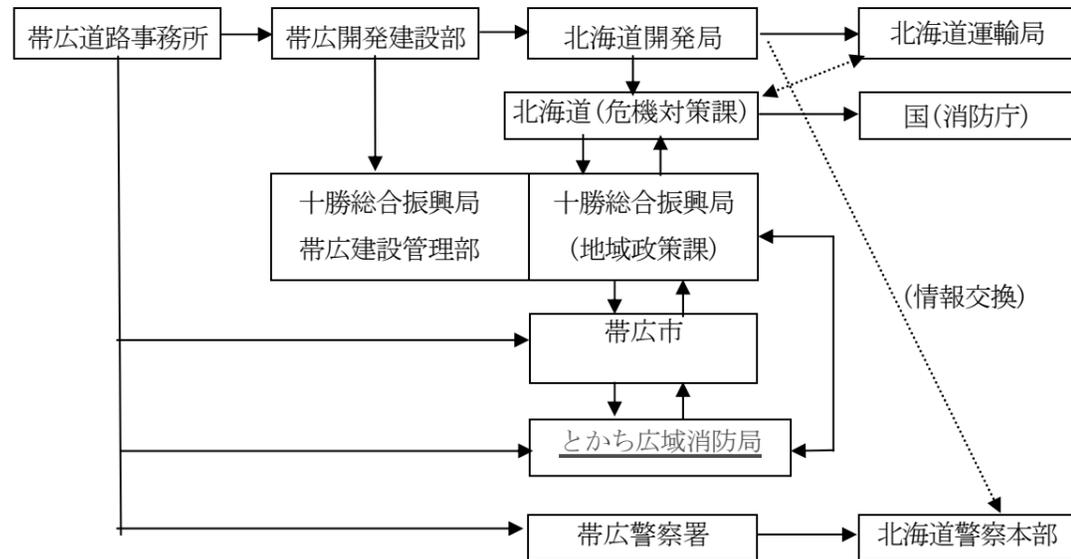
第3節 道路災害対策計画

3 災害応急対策

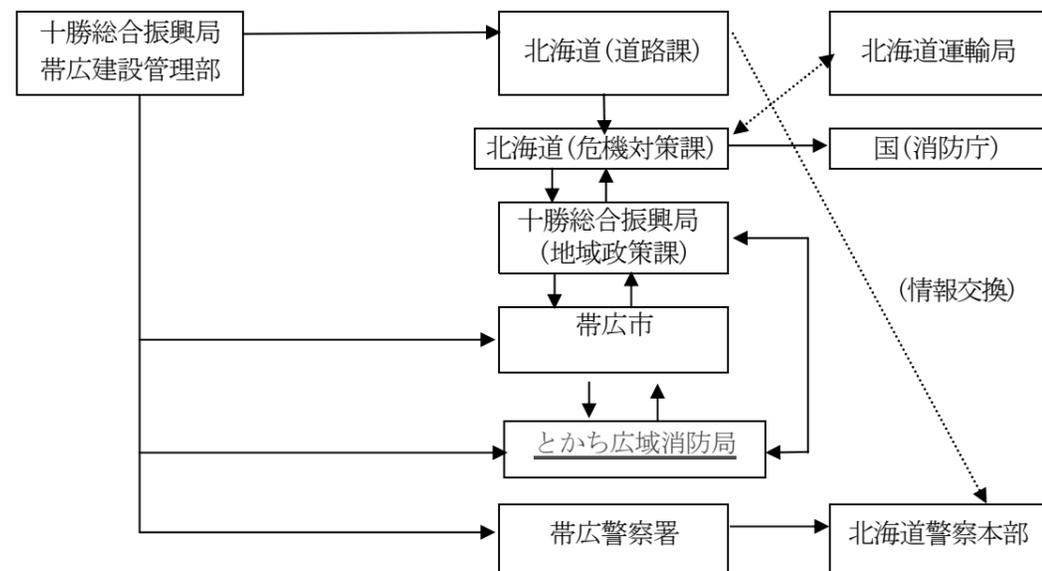
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 国の管理する道路の場合



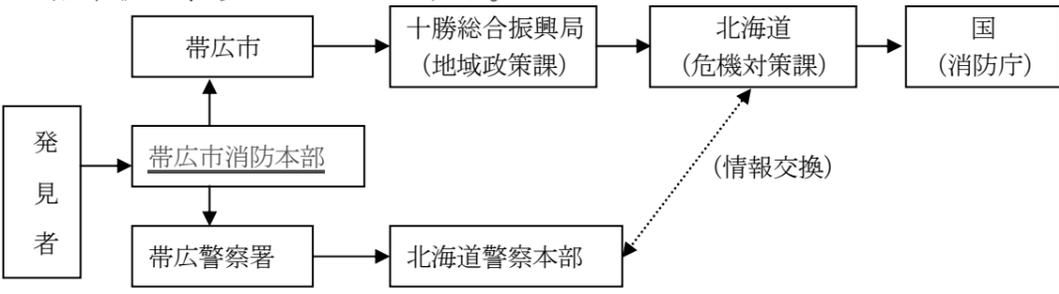
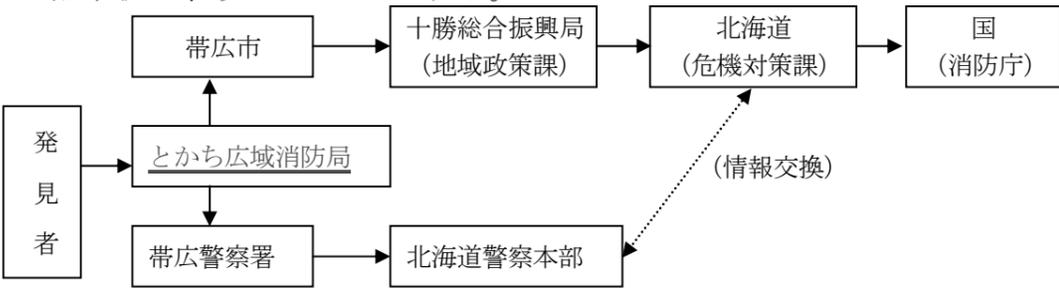
イ 道の管理する道路の場合



消防広域化に伴う変更

消防広域化に伴う変更

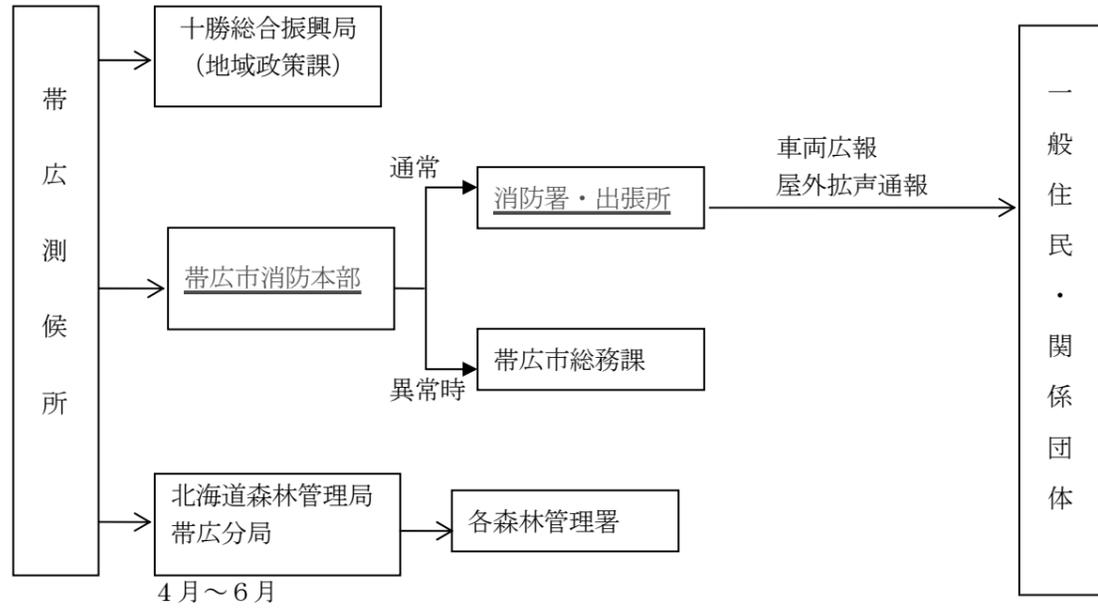
250 頁	<p>ウ 市町村の管理する道路の場合</p>	<p>ウ 市町村の管理する道路の場合</p>	消防広域化に伴う変更
第7章 第4節 254 頁	<p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b>  <b>4 災害応急対策</b>  (1) 情報通信系統  危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第4節 危険物等災害対策計画</b>  <b>4 災害応急対策</b>  (1) 情報通信系統  危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	消防広域化に伴う変更
255 頁	<p><b>7 消防活動</b>  消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。  また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p>	<p><b>7 消防活動</b>  消防機関は事業者との緊密な連携を図り、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。  また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p>	消防広域化に伴う変更
255 頁	<p><b>13 広域応援</b>  帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>13 広域応援</b>  帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。</p>	消防広域化に伴う変更

<p>第7章 第5節 257頁</p>	<p><b>第5節 大規模な火事災害対策計画</b> <b>3 災害応急対策</b> (1) 情報通信 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p><b>第5節 大規模な火事災害対策計画</b> <b>3 災害応急対策</b> (1) 情報通信 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>258頁</p>	<p><b>6 消防活動</b> 消防本部は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。</p>	<p><b>6 消防活動</b> 消防機関は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>259頁</p>	<p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。</p>	<p><b>12 広域応援</b> 帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>
<p>第7章 第6節 261頁</p>	<p><b>第6節 林野火災対策計画</b> <b>2 予防対策</b> (1) 実施機関及び協力機関 林野火災の予消防対策を推進するため、帯広市林野火災予防対策協議会（業務担当、市農政部農村振興課）を設置し、構成機関相互の緊密な連絡のもとに国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。 ア 実施機関及び実施者 帯広市（支所）、十勝総合振興局、北海道森林管理局帯広事務所、十勝西部森林管理署、十勝西部森林管理署上札内森林事務所（八千代）、帯広測候所、帯広市消防本部、帯広警察署、十勝広域森林組合、陸上自衛隊、市有林監視員、森林保全巡視員 イ 協力機関 農業協同組合（帯広市川西、大正）、東北海道木材協会、JR北海道(株)、十勝バス、帯広観光協会、帯広市教育委員会、各報道機関、東北海道森林整備事業協会、帯広地方素材生産事業協同組合 ウ 帯広市林野火災予消防本部の設置 帯広市林野火災予消防本部を帯広市役所農政部農村振興課に置くものとする。</p>	<p><b>第6節 林野火災対策計画</b> <b>2 予防対策</b> (1) 実施機関及び協力機関 林野火災の予消防対策を推進するため、帯広市林野火災予防対策協議会（業務担当、市農政部農村振興課）を設置し、構成機関相互の緊密な連絡のもとに国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。 ア 実施機関及び実施者 帯広市（支所）、十勝総合振興局、北海道森林管理局帯広事務所、十勝西部森林管理署、十勝西部森林管理署上札内森林事務所（八千代）、帯広測候所、<u>とちかち広域消防局（帯広消防署）</u>、帯広警察署、十勝広域森林組合、陸上自衛隊、市有林監視員、森林保全巡視員 イ 協力機関 農業協同組合（帯広市川西、大正）、東北海道木材協会、JR北海道(株)、十勝バス、帯広観光協会、帯広市教育委員会、各報道機関、東北海道森林整備事業協会、帯広地方素材生産事業協同組合 ウ 帯広市林野火災予消防本部の設置 帯広市林野火災予消防本部を帯広市役所農政部農村振興課に置くものとする。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>

### 3 気象情報対策

#### (2) 伝達系統

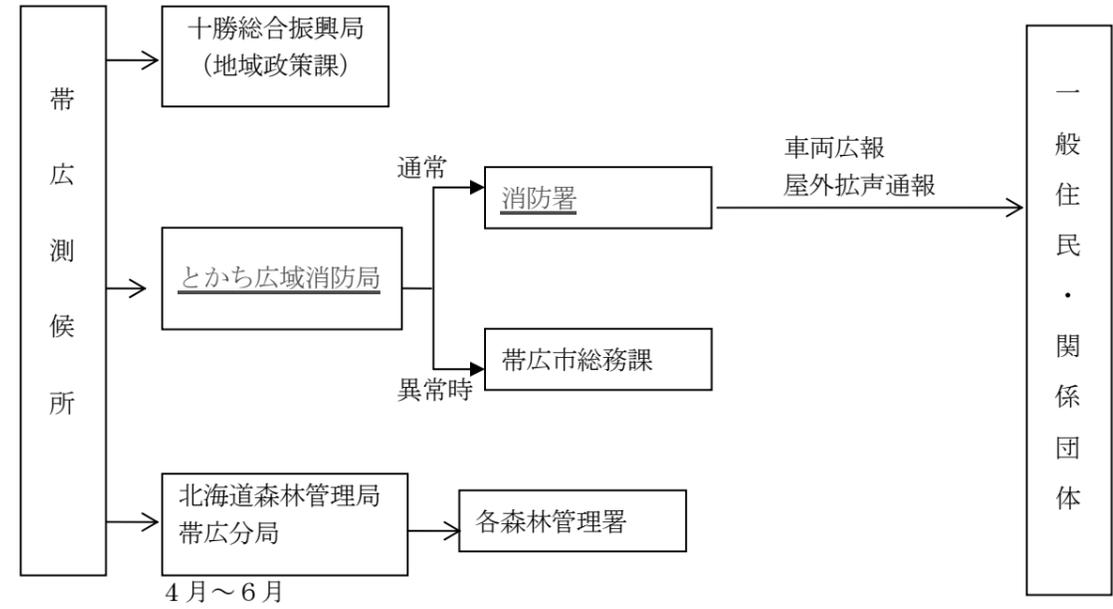
林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



### 3 気象情報対策

#### (2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



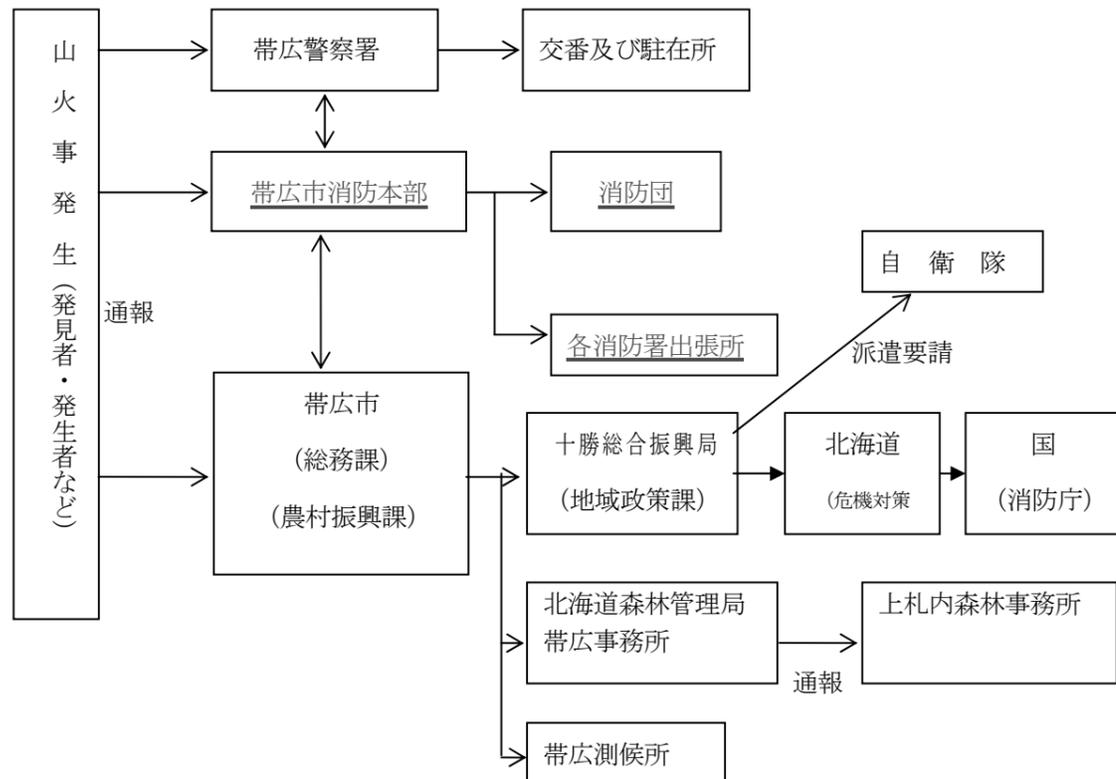
消防広域化に伴う変更

### 4 応急対策

#### (1) 情報通信

##### ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

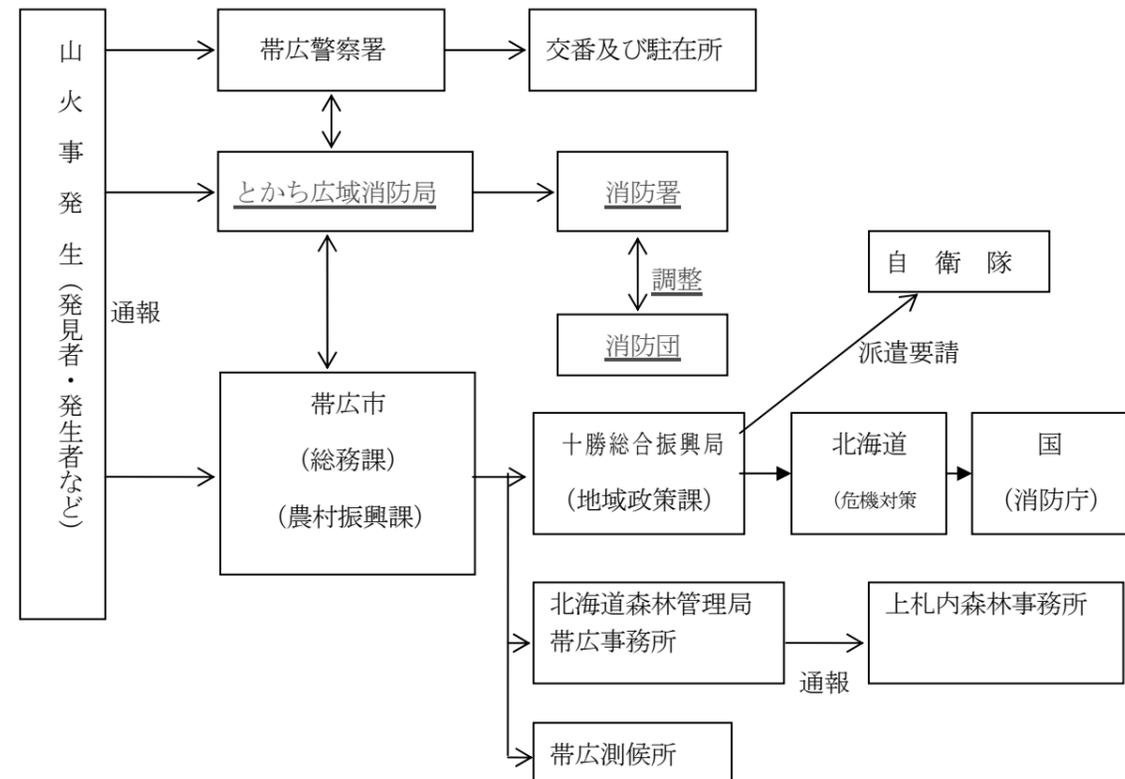


### 4 応急対策

#### (1) 情報通信

##### ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



消防広域化に伴う変更

264 頁	<p><b>7 消防活動</b>  <u>消防本部</u>は、林野火災が発生した場合、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。</p>	<p><b>7 消防活動</b>  <u>消防機関</u>は、林野火災が発生した場合、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。</p>	消防広域化に伴う変更
264 頁	<p><b>9 広域応援</b>  <u>帯広市及び消防本部</u>は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、<u>市</u>は第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、<u>また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき</u>応援を要請するものとする。</p>	<p><b>9 広域応援</b>  <u>帯広市及び消防機関</u>は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、<u>応援を要請するものとする。</u></p>	消防広域化に伴う変更